

# 社会・援護局関係主管課長会議資料

平成21年3月2日（月）

社会・援護局 福祉基盤課

# 目 次

(重点事項)	頁
1 福祉・介護人材確保対策について	
(1) 福祉・介護人材確保の現状と課題	1
(2) 平成20年度第2次補正予算及び21年度予算案	1
ア 平成20年度第2次補正予算	2
イ 平成21年度予算案	5
ウ 福祉・介護人材確保対策の周知及び関係機関の連携	9
エ 都道府県福祉人材センターにおける取組	10
オ 福利厚生センターによる福利厚生事業	12
カ 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成	13
キ 社会福祉事業従事者に対する研修等	15
ク 「介護の日」の設定について	17
ケ 社会福祉士・介護福祉士制度について	18
2 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて	
(1) 経緯	19
(2) 今後の受入れ	19
(3) 今年度入国したインドネシア人介護福祉士候補者	21
3 社会福祉法人について	
(1) 社会福祉法人の法人間連携、合併等の推進について	24
(2) 社会福祉法人経営支援事業について	25
(3) 社会福祉法人の指導監査について	26
(4) 行政指導、監査に関する苦情等相談事業について	27
4 社会福祉施設の運営等について	
(1) 社会福祉施設の運営	28
(2) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底について	30
(3) 社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備等について	31
(4) 社会福祉施設等における地球温暖化対策に配慮した整備等について	31
(5) 社会福祉施設等の木材利用の推進について	32
(6) 社会福祉施設等の防災対策について	32
(7) 地上デジタル放送への移行に伴う対応について	33
5 福祉貸付事業について	
(1) 平成21年度貸付事業の基本的な考え方について	37
(2) 平成21年度福祉貸付の事業枠(案)	37
(3) 福祉貸付事業の見直し等	37
6 社会福祉施設職員等退職共済制度について	
(1) 関連予算	40
(2) 近年の財政状況	40
(3) 都道府県補助金	40
7 福祉サービスの質の向上のための取組みについて	
(1) 福祉サービス第三者評価推進事業	42
(2) 苦情解決事業	43

## (参考資料)

1	都道府県福祉人材センター・バンク一覧	45
2	都道府県福祉人材センターにおけるハローワーク（HW）との連携状況	47
3	福利厚生センター都道府県別加入状況	48
4	福利厚生センター都道府県地方事務局一覧	49
5	福利厚生センターのサービスメニュー一覧	50
6	中央福祉学院・平成21年度社会福祉研修実施計画（案）	51
7	国立保健医療科学院・平成21年度研修一覧	53
8	社会福祉士及び介護福祉士国家試験の受験者・合格者の推移等	54
9	社会福祉士会・介護福祉士会会員数都道府県別一覧	56
10	都道府県社会福祉士会名簿	57
11	都道府県介護福祉士会名簿	58
12	「福祉・介護人材確保対策に関する説明会（平成21年2月17日）」資料	59
13	社会福祉法人の合併事例について	140
14	社会福祉法人経営支援事業の取組事例について（兵庫県）	146
15	平成20年度において社会的な問題が発生した社会福祉法人の主な事案	149
16	主な苦情等相談事例について	151
17	独立行政法人福祉医療機構貸付事業	153
18	民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要	154
19	都道府県推進組織設置状況一覧	156
20	事業者段階における苦情解決の取組状況	157

# 重 点 事 项

# 1 福祉・介護人材確保対策について

## (1) 福祉・介護人材確保の現状と課題

高齢化の進行、世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化などにより、国民の福祉・介護ニーズはますます拡大している一方、生産年齢人口の減少に伴い、労働力確保が重要な課題になると見込まれており、質の高い人材の安定的確保は引き続き重要な課題である。

現状を見ると、労働環境の厳しさ等により、

- ① 福祉・介護の現場では、従事者の離職率が高い
- ② 介護福祉士・社会福祉士の養成施設では、著しい定員割れが生じている
- ③ 介護福祉士等の資格を有しながら、この分野で働いていない者が多数存在している

などの課題がある一方、厳しい雇用情勢の下、福祉・介護分野における雇用吸収への期待も高まっている。

平成19年8月に見直した「福祉人材確保指針」においては、経営者、関係団体、国及び地方公共団体が連携し、それぞれの役割を果たすことにより、従事者の処遇改善や社会的評価の向上、質の高い人材の確保に努めることを明記されており、これに沿って各般の取組を進めているところである。

## (2) 平成20年度第2次補正予算及び21年度予算案

こうした状況を踏まえ、昨年10月30日の「生活対策」（新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）及び12月19日の「生活防衛のための緊急対策」（経済対策閣僚会議決定）に基づき、平成20年度第2次補正予算及び21年度予算案が編成された。

平成21年度の介護報酬改定においては、介護従事者の処遇改善を進める観点から、プラス3%の改定を行うこととし、負担の大きな業務や専門性の高い人材への評価を行うこととされたところである。

これに加えて、平成20年度補正予算では、福祉・介護サービスへの人材の定着と参入を促進するための取組を総合的に支援する福祉・介護人材確保

対策を講ずることとしたので、積極的な取組をお願いしたい。

ア 平成20年度第2次補正予算

(ア) 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充

介護福祉士等養成施設においては、著しい定員割れが生じており、福祉・介護分野への若い人材の参入が減少している状況にある。

介護福祉士や社会福祉士は、福祉・介護サービスを担う中核的な人材であることから、現在都道府県が実施している介護福祉士等修学資金貸付制度に加え、都道府県が適当と認める団体がこの制度を行う場合の貸付原資及び貸付事務費を交付するとともに、貸付条件の緩和を図ることにより、介護福祉士等の資格取得を希望する若い人材の就学を促し、質の高い人材の確保・定着を図ることとした。

具体的な貸付条件等は、次のとおりである。

	第2次補正予算による対応	現行制度
予算額案	320億円	セーフティネット事業費補助金の195億円の内数
補助率	10/10(セーフティネット事業費補助金)	1/2(セーフティネット事業費補助金)
実施主体	都道府県が適当と認める団体 (都道府県社協等)	都道府県
貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護福祉士養成施設(1年課程)</li> <li>・ 介護福祉士養成施設(2年以上課程)</li> <li>・ 社会福祉士一般養成施設(1年以上課程)</li> <li>・ 社会福祉士短期養成施設(6月以上課程)</li> </ul> のいずれかに入学する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護福祉士養成施設(1年課程)</li> <li>・ 介護福祉士養成施設(2年以上課程)</li> <li>・ 社会福祉士一般養成施設(1年以上課程)</li> <li>・ 社会福祉士短期養成施設(6月以上課程)</li> </ul> のいずれかに入学する者
貸付限度額	① 月額5万円 ② 入学準備金20万円(初回に限る。) ③ 就職準備金20万円(最終回に限る。)	月額3.6万円
返還方法	都道府県が設定する期間内に、都道府県が設定する金額を返還	貸付を受けた期間に相当する期間内に、毎月3.6万円を返還
返還免除	① 養成施設等の卒業の日から1年(国家試験に不合格となった場合等には3年)以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ 受験資格の対象となる介護又は相談援助の業務に従事し、 ④ 以後5年間当該業務に従事すること	① 養成施設等の卒業の日から1年以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ 介護福祉士の場合には受験資格の対象となる介護等の業務に、社会福祉士の場合には受験資格の対象となる相談援助の業務に従事し、 ④ 以後7年間当該業務に従事すること
貸付事務費	交付された資金の中から年間600万円以内の範囲で取崩し可能	なし

(イ) 福祉・介護人材の参入・定着の促進（障害者自立支援対策臨時特例交付金）

福祉・介護分野での人材確保の厳しい状況等を踏まえ、都道府県に造成されている「障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金」を平成23年度まで延長するとともに、新たに4つの対象事業を追加し、福祉・介護人材の参入・定着の取組を推進することとした。

なお、今回の措置は定額補助(10/10)により行うこととしている。

○ 進路選択学生等支援事業

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の養成施設に専門員を配置して、高校、中学校等を訪問し、学生・教員等へ福祉・介護の仕事の魅力を伝達し、将来的な福祉・介護の仕事の選択を促すよう相談・助言及び指導等を行うとともに、地域住民に対して福祉・介護に関する意識啓発のための取組を実施することなどにより、福祉・介護の仕事を目指す学生等を支援する。

○ 潜在的有資格者等養成支援事業

福祉・介護サービスに就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者に対する再就労のための研修や、高齢者、主婦層、地域住民等の福祉・介護分野への参画を進めるための研修等を通じ、新たな人材の参入・参画を促進する。

○ 複数事業所連携事業

福祉・介護サービスを提供する小規模事業所等は、効率性の問題などから求人や広報、研修等を自ら実施することが困難な場合があることから、複数の事業所がネットワークを形成し、共同による求人活動、合同研修によるキャリア開発等を行い、事業所間連携により人材の確保・育成を図る。

○ 職場体験事業

福祉・介護の仕事に関心を有する者に対し、職場を体験する機会を提供し、実際の職場の雰囲気やサービス内容などを直接知ることができる環境をつくり、人材の参入を促進する。

【平成20年度第2次補正予算における関連事業】

- 介護報酬改定による介護従事者の処遇改善 1,154億円（老健局）  
平成21年度の介護報酬改定（プラス3%）等により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制する。

○ 介護人材等の緊急確保対策の実施

- ① 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充 320億円（社会・援護局）  
② 福祉・介護人材の参入・定着の促進 205億円（社会・援護局）

- ・ 進路選択学生等支援事業
- ・ 潜在的有資格者等養成支援事業
- ・ 複数事業所連携事業
- ・ 職場体験事業

（障害者自立支援対策臨時特例交付金855億円の内数）

- ③ 介護人材確保職場定着支援の拡充（制度要求）（職業安定局）

- ・ 介護人材確保職場定着支援助成金の拡充

介護労働者の確保・定着及び年長フリーター等の雇用情勢の改善を図るため、介護業務未経験者のうち年長フリーター等を雇い入れ、6ヶ月以上定着させた事業主に対して、通常の介護関係業務未経験者を雇い入れた場合よりも助成額を引き上げる。（1年間で50万円→100万円）

- ・ 介護労働者設備等整備モデル奨励金（仮称）の創設

介護労働者の作業負担軽減のため、厚生労働省の認定を受けた導入・運用計画に基づき、事業主が介護補助機器（移動リフト等）を導入した場合に、その導入に係る経費の1/2（上限250万円まで）を助成する。

④ 母子家庭の母の介護福祉士・看護師等の資格取得支援 1. 3億円

(雇用均等・児童家庭局)

母子家庭の母の自立促進のために、介護福祉士・看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。

修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月) →

修業期間の後半の1/2の期間(上限18か月)

イ 平成21年度予算案

福祉・介護人材確保対策をさらに推進するため、第2次補正予算による対応に加え、21年度予算案において、新規事業として「福祉・介護人材確保緊急支援事業」(補助率1/2)をセーフティネット支援対策事業費補助金により実施することとしたので、積極的な取組をお願いしたい。

○ 福祉・介護人材定着支援事業

人材定着支援アドバイザー(仮称)を配置し、就労して間もない従事者を訪問し、労働環境や人間関係(メンタルヘルスを含む。)などに関する相談を行うとともに、相談結果を踏まえ、事業者への助言等を行うことにより、新規従事者の定着を支援する。

福祉・介護人材定着支援事業実施要領(案)

1 目的

就労して間もない福祉・介護従事者に対し、巡回相談等により個々にフォローアップを行い、業務上の悩み、労働環境、人間関係等に関する相談に応じるとともに、その結果を事業者にフィードバックすることを通じ、福祉・介護分野に従事する者の定着を支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、都道府県が適当と認める団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

### 3 事業内容

実施主体は、本事業を実施するため、人材定着支援アドバイザーを設置し、以下の事業を実施する。

(1) 就職して間もない福祉・介護従事者の定着が図られるよう、職場への定期訪問や随時相談により、業務上の悩み、労働環境、人間関係等に関する相談に応じ、適切な助言・指導を行う。

(2) 訪問、相談等の結果を踏まえ、施設・事業者に対し、労働環境の整備等の定着支援のための助言・指導等を行う。

### 4 補助率

1 / 2 (セーフティネット支援対策等事業費補助金)

### 5 実施上の留意事項

(1) 人材定着支援アドバイザーは、就労して間もない福祉・介護従事者の定着の支援及び施設・事業所に対する助言・指導を行うものであることから、福祉・介護業務に精通し、専門的な知識経験を有する者をアドバイザーとして委嘱する。

(2) 訪問、相談等の結果を施設・事業所に伝達するため、フォローアップ会議等を開催し、労働環境の改善に係る助言・指導等を実施する。

### ○ 実習受入施設ステップアップ事業

養成施設等の実習を受け入れる施設のうち、利用者・家族のコミュニケーション支援や多職種協働によるサービス実践など、一定の要件を満たす優良なものが中心となり、他の実習施設とともに、受入施設における実習レベル向上のための講習会等を実施することにより、実

習指導者の資質向上や実習施設間の連携を図る。

## 実習受入施設ステップアップ事業実施要領（案）

### 1 目的

介護福祉士等の養成課程における実習は、学習した介護技術等の知識を実際に体験し、その技能を身につけるものであるが、現在、実習施設指導者を養成する講習会は実施されているものの、その後のフォローアップは、それぞれの施設や実習指導者に委ねられている状況にある。

このため、優良な実習施設を中心として、他の実習施設とともに、実践事例報告会や講習会を開催すること等により、実習指導のレベル向上と実習施設間の連携を促進することを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、都道府県が適当と認める団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

### 3 事業内容

実施主体は、本事業を実施するため、一定の要件を満たす優良な実習施設を選定し、当該優良施設を中心に他の実習施設とともに、実習指導のレベル向上と実習施設間の連携向上を図るため、以下の事業を実施する。

- (1) 養成施設等の実習生を受け入れる施設のうち、豊富な実習受入実績、利用者・家族へのコミュニケーション支援、多職種協同によるサービスの実践などを行っている優良な養成施設を選定する。
- (2) 優良な実習施設は、他の実習施設とともに、実習指導のレベル向上を図るための事例報告会、研修会・講習会等を開催する。

(3) 研修会・講習会等をより効果的なものにするため、参加施設からの相談に応じ、必要なアドバイスを行う。

#### 4 補助率

1 / 2 (セーフティネット支援対策等事業費補助金)

#### 5 留意事項

(1) 実習指導のレベル向上を図るための事例報告会、研修会・講習会は、例えば、介護等実習指導の方法に関する研修、介護や実習等に関する実践報告会、最新の施策等に関する研修等、実習施設の実情に応じたテーマを選定し実施する。

また、定期的に意見交換や実習指導者連絡会議等を実施し、実習施設間の連携に努める。

(2) 事例報告会等の参加に要する交通費又は参加に伴う代替職員に係る経費など、単に事業者負担を軽減するような経費は、国庫補助の対象とならない。

#### 【平成21年度予算案における関連事業】

○ 福祉・介護人材確保緊急支援事業（新規）（社会・援護局）

（セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数）

① 福祉・介護人材定着支援事業

② 実習受入施設ステップアップ事業

○ 雇用管理改善に取り組む事業主に対する総合的な支援やハローワークにおける人材確保対策の強化（職業安定局）

① 介護労働者の雇用管理に取り組む事業主等に対する総合的な支援の充実

・ 介護雇用管理改善等対策費 143.8億円

雇用管理改善の業務を担う人材の雇入れ、介護業務未経験者の雇入れ、介

護労働者の作業負担軽減のための介護福祉機器（移動リフト等）を導入した場合に助成する。

- ・ 雇用管理改善等援助事業 8. 3億円

介護労働安定センターの各支部において、雇用管理の改善に取り組む事業主等に対する専門的な相談援助等を実施。

- ② 「福祉人材確保重点プロジェクト（仮称）」の推進等による福祉人材確保対策の強化 7. 4億円

ハローワークに「福祉人材コーナー（仮称）」を設置し、関係機関との連携による潜在有資格者等の掘り起こしや、きめ細かな職業相談、職業紹介、求人者への助言、指導等により、福祉・介護サービス分野の人材確保対策を強化する。

- 離職者訓練の実施規模の拡充（職業能力開発局）

- ① 職場訓練の実施規模の拡充 5億円

有効求職者の増加等により、職業訓練の需要が増大すると見込まれることから、既存の3か月訓練について拡充（17, 500人）を図る。

ヘルパー2級訓練（訓練期間3か月）見込み 2, 730人

- ② 安定雇用実現に向けた長期間の訓練の実施 5.1億円

非正規労働者を対象に、今後雇用の受け皿として期待できる介護分野での安定雇用に向け、新たに長期間の訓練（17, 500人）を実施する。

ヘルパー1級訓練（訓練期間6か月）見込み 6, 000人

介護福祉士訓練（訓練期間2年）見込み 3, 760人

## ウ 福祉・介護人材確保対策の周知及び関係機関の連携

（ア）上記のほか、老健局、職業安定局、職業能力開発局、雇用均等・児童家庭局による事業を含め、福祉・介護人材確保対策を総合的に講ずることとしているので（参考資料12参照）、これらの施策が効率的・効果的に実施されるよう特段の配慮をお願いする。また、各都道府県におかれては、別添参考資料を活用し、都道府県福祉・労働・教育部局や都道府県福祉人材センター、介護労働安定センター支部、ハローワーク等の連携の下、管

内の事業者等へ説明会を開催するなど、各事業の実施・活用に向けて周知を図っていただきたい。

(イ) 今回予定している各種事業は、地域の実情を踏まえた総合的な対応が不可欠であることから、都道府県においては、従事者の需給や就業状況を把握した上で、効果的に関連施策が推進されるよう、広域的な視点に立って、市町村、福祉・介護サービス事業者、介護福祉士等養成施設、社会福祉協議会、都道府県福祉人材センター、職能団体、労働関係機関、教育機関等による連携の仕組みを構築し、福祉サイドに限らず、労働・教育施策を含めた総合的な取組が推進されるようお願いしたい。

なお、平成20年度補正予算に係る「福祉・介護人材の参入・定着の促進（障害者自立支援対策臨時特例交付金）」及び平成21年度予算案に係る「福祉・介護人材緊急支援事業」をはじめとする各種事業の円滑な実施を図る観点から、各事業の具体的内容の調整、関係団体との連携方策等に関する協議の場として、「企画委員会（仮称）」の運営に係る経費を「福祉・介護人材確保緊急支援事業」（平成21年度セーフティネット支援対策等事業費補助金）において予算措置しているので、積極的な活用をお願いしたい。

(ウ) 総合的な福祉・介護人材確保対策を講じることの趣旨について、管内の市区町村、関係団体、住民等に対しても幅広い周知をお願いしたい。（1（2）クの「介護の日」の設定について参照）

(エ) 今後、都道府県及び関係団体による連携等の取組事例を収集し、情報提供していくことを考えており、別途依頼することとしているので、ご協力をお願いしたい。

## エ 都道府県福祉人材センターにおける取組

### (ア) 福祉人材確保重点事業の推進

都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクは、福祉・介護分野への無料職業紹介や人材確保に向けた各種研修など、「福祉人材確保重点事業」

(セーフティネット支援対策等事業費補助金)を通じ、従来より福祉・介護人材の確保に取り組んでいるところである。

前述のとおり、現下の厳しい状況に緊急に対応するため、平成20年度第2次補正予算及び平成21年度予算案により、福祉・介護人材確保に係る都道府県事業を新たに創設することとしたところであり、都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクにおいては、これを踏まえ、従来の施策を継続しつつ、新たな課題に対応していくことが重要である。

人材確保指針では、都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクに期待される役割として、

- ① 潜在的有資格者、福祉・介護サービス以外の他の分野に従事する者等に対する就職説明会の実施等を通じて、関心を喚起し、福祉・介護サービス分野への再就業を働きかけること
- ② 潜在的有資格者や福祉・介護サービス分野への就業を希望する者に対して関係団体等や公共職業安定所等との十分な連携による無料職業紹介等の実施や再教育等を通じて、就業の支援に取り組むこと
- ③ 将来にわたって安定的に仕事ができるよう、相談体制を整備するなど定着の支援に取り組むこと

などが規定されており、都道府県の事業を実施する際には、これを踏まえて役割分担を適切に行い、効果的な取組をお願いしたい。

なお、障害者自立支援対策臨時特例交付金は、国が別途定める国庫負担(補助)制度により現に経費の一部を負担し又は補助している事業は対象としない取扱いとなっており、都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクによる事業の組み立てに当たっては、この点に留意されたい。

#### (イ) ハローワークとの連携

平成19年5月31日付け社援発第0531003号「福祉人材センター等と福祉重点ハローワーク等との効果的な連携のあり方について」(平成20年5月26日一部改正)において、両組織がそれぞれの専門性を活かして取り組む連携方策についてお示ししているところである。

今年度の状況をみると、福祉人材センターの約75%が就職説明会等を共催し、また約9割が、ハローワークに対し福祉人材センターによる事業の周知・広報依頼を行っている。

一方、福祉人材センター等とハローワークで所有している求職者情報の情報交換は5割を下回っており、相互の情報を活用した就職斡旋や求人・求職者情報の分析が十分に行われていない状況が見受けられる。

求人者・求職者の視点に立ち、両組織のいずれからでも適切な情報を得ることができるよう、例えば、求人情報の共有についてホームページのリンク機能を活用するなど、情報の相互乗入れについて検討をお願いしたい。

また、福祉人材センターは福祉・介護分野に特化した情報・知見を豊富に有し、他方、ハローワークでは幅広く求人・求職に関する情報が集約されるなど、それぞれの機関が独自の特性を有していることから、これを活かすことができるよう、相互の人材活用、事業の共同実施など、さらに連携の強化に取り組んでいただきたい。

「福祉人材センターにおけるハローワークとの連携状況」詳細は参考資料2参照

	行っている	行っていない
就職説明会等の共催等	74.5%	25.5%
ハローワークへの求職者情報の提供	31.9%	68.1%

なお、来年度においては、福祉重点ハローワークを中心に各都道府県の主なハローワーク内に「福祉人材コーナー」を設置し、関係機関との連携によるきめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言・指導等を実施する体制の強化を図ることとしている。今後、福祉・介護人材の確保に向けて、地域事情に応じた情報共有やハローワークとの連絡体制等を工夫し、一層連携が密になるよう、取組を進めていただきたい。

#### オ 福利厚生センターによる福利厚生事業

中小規模の事業者が多い社会福祉事業において魅力ある職場づくりを進めるためには、共同によるスケールメリットを活かして従事者の福利厚生の充実を図ることも重要である。

福利厚生センターは、社会福祉法に基づき「社会福祉事業従事者の福利厚生を増進を図る」ことを目的として厚生労働大臣の指定を受けた法人であり、社会福祉法人だけでなく、株式会社、NPO法人など社会福祉事業を営む経営者が同センターと契約することにより、職員が会員として登録され、健康、生活、余暇、啓発など多様な福利厚生サービスを利用できるとされている。現在、生活習慣病予防検診費の助成、結婚・出産・入学祝い品や資格取得・永年勤続記念品の贈呈、弔慰金・見舞金の給付、会員制スポーツクラブ・リゾート施設の利用、地域における会員交流事業等45種類のサービスが提供されている。

福利厚生センターによる福利厚生事業は、事業規模にかかわらず、全国共通のサービスを受けることができるなど、個々の社会福祉事業者では成し得ないサービスを全国規模で共同化し、規模のメリットを最大限活かすことにより、より安価に利用できるものとなっており、また今後は、既存のサービスメニューを見直し、事業の魅力向上と一層の効率化に鋭意取り組むこととされている。

については、福利厚生事業の活用方について、各種説明会等を通じた周知の一層のご協力をお願いしたい。(加入状況、地方事務局一覧、サービスメニュー一覧は参考資料3～5参照)

#### カ 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、国から委託を受けて、指導的社会福祉従事者の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部(2学科)、大学院(博士前期・後期課程)、専門職大学院(福祉マネジメント研究科)を設置している。また、この他に社会福祉主事養成課程等を通信教育科として設置している。

【日本社会事業大学の教育・研修組織】

- 専門職大学院 福祉マネジメント研究科（1年、長期履修制度の場合2年）
- 大学院 社会福祉学研究科（博士前期課程2年、博士後期課程3年）
- 大学 社会福祉学部 福祉計画学科、福祉援助学科（4年）
- 通信教育科 社会福祉主事養成課程（1年）  
社会福祉士養成課程（1年7月）  
精神保健福祉士一般養成課程（1年7月）  
精神保健福祉士短期養成課程（9月）

〔問い合わせ先〕 日本社会事業大学 総務課

東京都清瀬市竹丘3-1-30

TEL 042-496-3000 <http://www.jcsw.ac.jp/>

(ア) 福祉専門職大学院

福祉・介護サービス分野における従事者のキャリアアップを支援し、サービスの質の向上を図る観点から、社会人を対象として幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人を養成するために設置されている専門職大学院においては、市町村福祉行政等に助言、指導できる都道府県専門職の養成に力を入れている。これまでに熊本県（4名）、長崎県（3名）、埼玉県（1名）から職員が派遣されるなど、行政機関からの職員派遣が増えており、現職復帰後の活躍が期待されているので、各都道府県等においては、職員の派遣を含めた活用方策について検討願いたい。なお、派遣院生は宿舍の利用も可能である。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科（1年制）

（ケアマネジメントコース、ビジネスマネジメントコース）

※平成21年度より、現職者には2年間の長期履修制度を導入

※専門職修士の他、社会福祉士国家試験受験資格も取得可

(イ) 社会福祉事業従事者に対するスキルアップ講座及び福祉経営塾

社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う新しい養成課程の内容に対応し、実践現場の職員の力量向上を図るため、中堅職員向けの「スキルアップ講座」を実施している。

また、平成20年度からは、福祉経営に携わる職員向けに、総合的に経営のノウハウを学ぶことのできる「福祉経営塾」や、福祉事務所や児童相談所等の福祉行政機関職員向けに、処遇困難事例の対応策を学ぶことができる「福祉マイスター道場」を実施している。

いずれの講座も、都心にある文京区茗荷谷キャンパスを中心に使用し、本専門職大学院の教員が中心となり実施することとしているので、各都道府県におけるリーダーとなる社会福祉事業従事者の派遣について、管内の市町村及び関係団体等へ周知をお願いしたい。(詳細は別途お示しする予定)

#### キ 社会福祉事業従事者に対する研修等

福祉・介護サービス従事者の資質の向上を図るための「キャリアアップの仕組みの構築」の一環として、平成21年度においても、地方自治体の福祉担当職員及び社会福祉法人経営者等を対象とする社会福祉研修を、中央福祉学院(ロフォス湘南)及び国立保健医療科学院において実施することとしている。

##### (ア) 中央福祉学院

中央福祉学院は、社会福祉施設長の資格認定通信課程や、社会福祉法人経営者・社会福祉施設指導職員の現任訓練のための研修等を行っており、平成21年度は以下の研修を開催することとしている。

- 中央福祉学院における主な研修事業等
- ・ 社会福祉主事資格認定通信教育課程 2, 000人
  - ・ 社会福祉施設長資格認定通信教育課程 300人
  - ・ 社会福祉法人経営者研修課程 400人
  - ・ 社会福祉施設長サービス管理研修課程 1, 000人
  - ・ 介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程 80人
  - ・ 社会福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程 80人
  - ・ 児童福祉司資格認定通信課程 200人
  - ・ 社会福祉施設指導職員特別研修課程 240人
  - ・ 「福祉職員生涯研修課程」指導者養成研修課程 50人

※詳細は別添参考資料を参照

〔問い合わせ先〕 全国社会福祉協議会中央福祉学院

神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44

T E L 046-858-1355 <http://www.gakuin.gr.jp/>

福祉・介護サービス従事者のキャリアアップを図るため、広報や会議等を通じ、本研修への参加に向けた周知をお願いしたい。

なお、平成21年度の研修の詳細については、後日、研修要綱を発送する予定である。

#### (イ) 国立保健医療科学院

国立保健医療科学院は、社会福祉、保健医療及び生活衛生に関する地方自治体職員などの教育訓練等を行っており、平成21年度は以下の研修を開催することとしている。

○ 国立保健医療科学院における研修事業	
・ 都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修	
a 社会福祉法人・老人福祉施設担当	300人
b 社会福祉法人・児童福祉施設担当	150人
c 社会福祉法人・障害者福祉施設担当	150人
d 生活保護担当	70人
・ 福祉事務所所長研修	110人
・ 生活保護自立支援研修担当育成研修	70人
・ 児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	80人
〔問い合わせ先〕 国立保健医療科学院総務部教務課	
埼玉県和光市南2-3-6	
TEL 048-458-6111 <a href="http://www.niph.go.jp/">http://www.niph.go.jp/</a>	

#### ク 「介護の日」の設定について

平成20年度、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者・家族、介護従事者等を支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促す観点から、新たに11月11日を「介護の日」として設定したところ。準備期間に制約がある中、地方公共団体、関係団体、NPO等により、多様な取組が実施された。

※（全国における平成20年度「介護の日」関連活動の状況）

1 介護に関するフォーラム、シンポジウム	127件
2 入学・就職等相談会	112件
3 事業所見学会、介護体験会	89件
4 ポスター、マスメディア等による広報	63件
5 介護に関係する人に対する表彰	11件
6 介護に関する作文、標語コンテスト	4件
7 その他	32件
合 計	438件

平成21年度においては、平成20年度に開始された「福祉人材確保重点実施期間」を11月に変更し、最大限の成果が挙げられるよう、「介護の日」

と併せ、両者を一体的に実施することとしている。

中央行事としては、厚生労働省と関係団体が協力し、フォーラム、作文コンクール等を実施する方向で検討しているところ。

「介護の日」の趣旨を実現していくためには、介護サービスの利用者・家族、介護従事者をはじめ、国民一人一人が多様な形で参加できるよう、一過性の行事に終わることなく、創意に富んだ活動が自主的に展開されていくことが肝要である。

このため、各都道府県等においては、管内の市区町村、関係者・機関、事業者・施設等と連携し、自主的な活動の喚起に向けて、早い段階から準備・企画が進められるよう配意願いたい。

#### ケ 社会福祉士・介護福祉士制度について

社会福祉士・介護福祉士制度については、平成 19 年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正を踏まえ、昨年 3 月末に、教育時間数の拡充など、養成課程における教育カリキュラムを大幅に見直し、平成 21 年 4 月より実施することとしているところであり、今後の福祉・介護サービスの中核を担う質の高い社会福祉士・介護福祉士の養成を進めていくこととしている。

新たな教育カリキュラムに対応した国家試験について、社会福祉士にあっては平成 21 年度より、介護福祉士にあっては平成 23 年度より、それぞれ実施することとしているので了知願いたい。

なお、国家試験については、社会福祉士・介護福祉士として必要な知識及び技能を総合的に評価できるよう試験の質をさらに高めていく観点から、「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会」において、昨年 12 月に報告書を取りまとめたところであり、今後、この内容に沿って、試験問題の質の向上等のための取組を進めていくこととしている。

また、本年度、国家試験の実施に当たり、試験地となっている都道府県におかれては、ご多忙の折、多大なご協力・ご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。引き続き、次年度以降も国家試験の実施に特段のご配慮をお願いしたい。

## 2 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて

### (1) 経緯

経済連携協定（EPA）は、二国間の物品、人等の自由な移動を促進し、双方の経済活動の連携を強化することを目的として締結されているものであり、その枠内で外国人介護福祉士候補者について、特例的に受入れを行うこととされている。

このEPAに基づき、平成20年度からインドネシア人看護師・介護福祉士候補者が入国し、平成21年度からはフィリピン人看護師・介護福祉士候補者を受け入れる予定としている。

#### ア インドネシア

- ・平成19年8月20日 協定署名
  - ・平成20年5月16日 我が国の国会において協定承認
  - ・平成20年7月1日 協定発効
  - ・平成20年8月7日 候補者の入国
  - ・平成20年8月8日～平成21年1月27日 日本語研修・介護導入研修
- ※ 日本語研修免除者（3名）は、8月31日に入国し、9月6日までの介護導入研修を経て、9月8日から受入れ施設での就労・研修を行っている。
- ・平成21年1月29日 受入れ施設で就労・研修開始

#### イ フィリピン

- ・平成18年9月9日 協定署名
- ・平成18年12月6日 我が国の国会において協定承認
- ・平成20年10月8日 フィリピン上院において協定承認
- ・平成20年12月11日 協定発効
- ・平成21年1月13日～平成21年2月6日 受入れ希望機関の募集

### (2) 今後の受入れ

#### ア フィリピン

日フィリピンEPAに基づく介護福祉士候補者の受入れは、日インドネシアEPAと

ほぼ同じ枠組みで行われる「就労コース」（介護施設で実務経験を積んで国家資格取得を目指すコース）に加え、介護福祉士養成施設で就学して国家資格取得を目指す「就学コース」という2コースにより実施される。

平成21年度の受入れ人数は、就労コース250名、就学コース50名を上限とする予定である。

① 就労コース（平成20年度インドネシア人候補者受入れからの主な変更点）

平成20年度の受入れ状況等を踏まえ、受入れ機関及び候補者双方に関する情報提供範囲の拡大、受入れ機関が希望する場合の候補者との面談等マッチング方法の改善を行う。

受入れ調整機関である（社）国際厚生事業団において、平成21年2月6日まで受入れ希望機関の募集を行ったところであり、今後、候補者と受入れ機関のマッチングを行い、4月に雇用契約が締結される予定。

② 就学コース

以下の要件を満たすことを前提として、介護福祉士候補者は、日本語研修を経て、介護福祉士養成施設において必要な知識・技術を習得することとされている。

a 候補者の要件

フィリピンにある4年制以上の高等教育機関を卒業した者

b 受入れ機関（介護福祉士養成施設）の主な要件

- ・養成課程が昼間課程であること
- ・適切な教育の体制が整備されていること
- ・（社）介護福祉士養成施設協会による卒業時共通試験を実施し、低得点者に対し、補習、再試験等の措置を採っていること

③ 今後の予定（初年度の受入れ）

a 就労コース

- ・平成21年3月～4月 マッチングの実施
- ・平成21年4月 雇用契約の締結
- ・平成21年4月下旬～5月上旬 候補者の入国（日本語研修受講等）
- ・平成21年秋頃 就労・研修開始

b 就学コース

- ・平成21年6月頃 受入れ機関及び候補者の募集

- ・平成21年9月 入学許可書の署名
- ・平成21年10月上旬頃 候補者の入国（日本語研修受講）
- ・平成22年4月 就学開始

#### イ インドネシア

##### ① 受入れ人数

平成21年度におけるインドネシア人介護福祉士候補者は、平成20年度104名の介護福祉士候補者が入国したことから、496名を上限として受け入れが行われる予定。

##### ② 平成20年度の受入れからの主な変更点

平成20年度のインドネシア人介護福祉士候補者は看護学校卒業者等に限られていたが、これに加えて、本年から、インドネシアにおける介護福祉士の資格認定制度が創設されることから、この認定を受けた者が新たに候補者として入国する予定。また、マッチング方法について、フィリピンと同様に改善を行う。なお、平成21年度からは日本語研修の一部をインドネシア国内で行う予定。

##### ③ 今後の予定（2年目の受入れ）

- ・平成21年3月頃 受入れ機関及び候補者の募集
- ・平成21年7月頃 雇用契約の締結
- ・平成21年7月頃 インドネシアにおける日本語研修受講
- ・平成21年11月頃 候補者の入国（日本語研修受講等）
- ・平成22年1月頃 就労・研修開始

#### (3) 今年度入国したインドネシア人介護福祉士候補者

平成20年8月に入国したインドネシア人介護福祉士候補者は、日本語研修及び介護導入研修を終え、本年1月29日から受入れ施設において就労・研修を開始したところである。

##### ア 受入れ施設における研修体制

候補者に対して適切な研修を実施するため、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れ及び実施に関する指針」（平成20年厚生労働省告示第312号。以下「受入れ指針」という。）等において、受入れ施設は以下のとおり

研修を実施することとされている。

- ① 「研修責任者」を置くなど研修指導体制を整備する。
- ② 国家資格の取得のための「研修計画」を策定するとともに、日本語の継続学習や職場への適応促進・日本の生活習慣の修得機会を設ける。
- ③ 「研修計画」に基づき、より実践的な研修を実施するため、一定期間における研修・学習内容及び到達目標等を策定する。

#### イ 国際厚生事業団による支援

受入れ調整機関である（社）国際厚生事業団においては、以下の研修支援を行うこととしている。

- ① 候補者の就労・研修状況を確認し、必要に応じて助言・指導を行うため、年間1回以上、受入れ施設に対する巡回訪問を実施する。
- ② 候補者や受入れ施設からの相談に応じ、助言や指導を行うため、インドネシア語による電話相談を行う。
- ③ インドネシア語による介護用語集を作成し、候補者及び受入れ施設に配布する。

これらに加え、受入れ施設における効果的支援方策に関する事例の収集・提供、受入れ施設間の情報交換機会の提供等を行うことを検討している。

#### ウ その他

都道府県等においては、受入れ指針に照らし、候補者の就労・研修状況等に関し不適切と思われる事例を把握された場合には、当局にお知らせ願いたい。

また、研修の成果をあげていくためには、候補者及び受入れ施設における取組について、地域の関係機関による支援を組み合わせることが効果的と考えられることから、都道府県等においても、その促進に配慮願いたい。

# 経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて

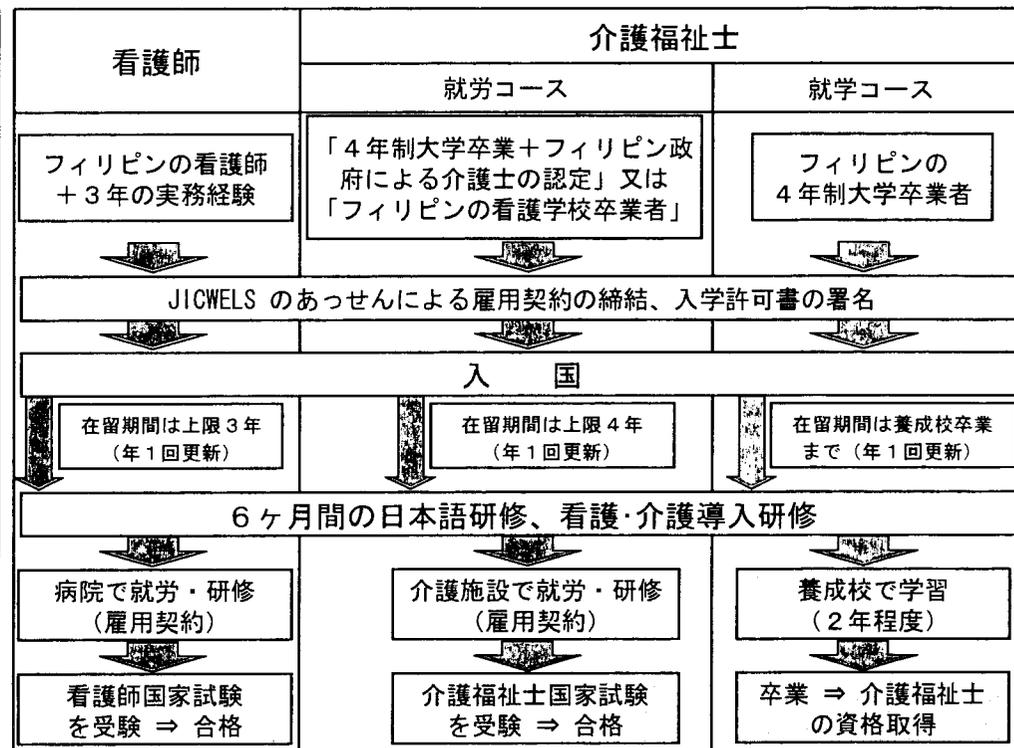
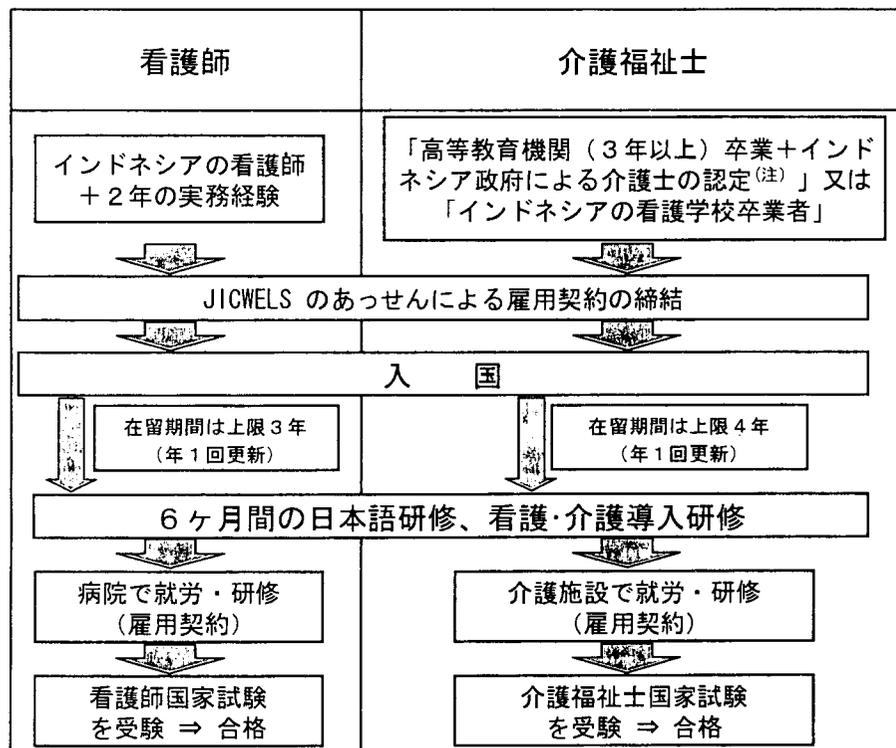
- ・経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等の受入れについては、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。（看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、労働市場への影響を考慮して人数枠を設定。）
- ・外国人候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者に外国人候補者のあっせんに依頼することはできない。

## インドネシア

平成20年7月1日 協定発効  
 平成20年8月 第1陣(看護104人、介護104人)を受け入れた。  
 平成21年の受入れについては、最大792人(看護296人、介護496人)を予定。  
 日程等詳細についてはインドネシア政府と調整中。

## フィリピン

平成20年12月11日 協定発効  
 平成21年の受入れについては、最大500人(看護200人、介護300人)を予定。  
 就労コースについては、21年1月より受入れ機関及び候補者を募集し、4月末～5月上旬に入国予定。就学コースについては、21年6月～7月頃に受入れ機関及び候補者を募集し、10月に入国後6か月の日本語研修を経て22年4月より就学開始予定。



(注) 両国政府で合意した指針に従って行われる研修を修了する必要がある、この研修は平成21年から実施される予定。

- ※受入れ上限枠：当初2年で1000人（看護師候補者400人、介護福祉士候補者600人）
- ※不合格者（資格を取得しなかった者）は、帰国する。
- ※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能。（更新あり、上限なし）

- ※受入れ上限枠：当初2年で1000人（看護師候補者400人、介護福祉士候補者600人）
- ※不合格者（資格を取得しなかった者）は、帰国する。
- ※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能。（更新あり、上限なし）

### 3 社会福祉法人について

これまで、社会福祉法人（以下、「法人」という。）は、社会福祉事業の推進の原動力となってきたが、その一方、平成12年に介護保険法、平成18年に障害者自立支援法がそれぞれ施行され、措置制度から利用契約制度への転換が進み、また、高齢者や障害者を地域で支えることが求められるようになった。さらに、近年の急速な少子高齢化の進行、単身高齢者の増加、社会保障費の著しい伸び、あるいは制度の狭間にあって自立できない人の顕在化など、社会福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、社会福祉に対するニーズは拡大、多様化している。こうした状況に一層適切に対応し、国民一人ひとりが安心して生活することができる社会づくりをしていくため、法人には一層充実したサービスの提供、サービスを受けられていなかった人たちへの対応など多くのことが期待されている。

この期待に応えるためには、例えば、利用者本位の質の高いサービス提供を行えるよう経営基盤の強化を図ることや、人材の育成や定着のための工夫をしたり、あるいは地域の実情に応じて高い公益性が体现できる事業を展開したりすることなどが考えられる。各都道府県等におかれては、こうしたことも念頭に置きながら、法人が期待される役割を果たすことができるよう、以下に示す事項を参考にしながら、必要な助言・指導をお願いしたい。

#### (1) 社会福祉法人の法人間連携、合併等の推進について

ア これまで、法人は補助金による財政支出や税制優遇に支えられてきた経緯から、零細規模の法人が多く存在し、零細規模に起因する非効率な運営が見受けられるなど、効率性や透明性を確保しようとする環境や生産性向上へのインセンティブが働きにくいといった指摘もある。

法人が、新たな時代の環境変化に対応して、経営を効率化し、安定化させるためには、法人全体で採算をとることが不可欠であり、複数の施設・事業を運営し、多角的な経営を行える「規模の拡大」を目指すことが有効な方策であるとされている。

その取り組みの一つに「合併・事業譲渡、法人間連携の推進」が考えられることから、昨年度末（平成20年3月31日）にこれらの手順をまとめた「社会福祉法

人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き」を作成したところである。

なお、地域ニーズに柔軟に対応する小規模法人という選択肢を否定するものではなく、法人間の連携やネットワーク化などによる規模のメリットを出していくことも必要であるので、各都道府県等におかれては、以下も参考の上、必要な助言・指導をお願いしたい。

イ 法人間の連携については、前述の手引きの中で、各自治体において実際に取り組まれている連携事例の紹介を行ったところである。

法人間連携は、資材の共同購入や共同研修・人材交流等、合併や事業譲渡と比べ、より少ないリスクとエネルギーにより経営基盤の強化を図る方策として有効と考えられ、また、連携している法人間で合併等の必要性が生じた際に円滑に協議が進むケースも考えられることから、各都道府県等におかれては、これらの事例を参考の上、引き続き、管内の法人に対して必要な助言・指導をお願いしたい。

ウ また、法人の合併の状況について、平成19年度に行われた施設経営法人の合併件数は全国で9事例となっている。

これらのうち、経営基盤の強化に資するものとして、有益と考えられる事例について、参考資料13「社会福祉法人の合併事例について」において紹介するので、各都道府県等におかれては、管内の法人に対してこれらの事例の周知をお願いするとともに、引き続き、必要な助言・指導をお願いしたい。

## (2) 社会福祉法人経営支援事業について

平成20年度より、経営基盤の強化を目指す法人を都道府県が側面から支援する取り組みとして、「社会福祉法人経営支援事業」を創設したところである。

法人が経営の効率化・安定化を図るなど経営基盤の強化を行うことは、良質な人材の育成・確保、良質なサービスの提供等のために不可欠であることから、各都道府県におかれては、本事業の積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、平成20年度における兵庫県の取り組みにおいて、

- ・法人の課題やニーズを的確に把握し、効率的・安定的経営のための取り組みを支援するための体制整備が可能になった
- ・研修を通じて、理事長や理事・監事等の経営・組織課題への取り組みの向上が図

られた

等の効果が認められているところであり、当該取り組みについて、参考資料14「社会福祉法人経営支援事業の取組事例について（兵庫県）」のとおり情報提供するので、実施上の参考とされたい。

### (3) 社会福祉法人の指導監査について

ア 法人の指導監査については、法人運営における関係法令の遵守状況などに特に問題のない法人で、外部監査の実施や施設経営における積極的な取組等を実施している法人については、所轄庁の判断で実地監査を4年に1回とする等の取り扱いとする一方で、法人運営に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、法人の現況報告書の確認の結果等により、法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合には、所轄庁の判断で随時指導監査を実施することとしているところである。

各都道府県等におかれては、上記の趣旨を踏まえ、指導監査の対象について、法人運営に大きな問題がある法人や、事業活動状況等から問題が生じるおそれがある法人に重点化するなど、より効率的かつ効果的な監査の実施をお願いしたい。

また、法令違反等運営に問題のある法人に対しては、関係部局等と十分連絡調整するなど組織的な対応を行うとともに、問題の是正改善が図られるまでの間必要に応じ随時指導監査等を実施するなど、徹底した改善をお願いしたい。

イ 平成20年度における問題発生時の対応事例として、理事長が、理事会の承認を得ることなく独断で高額な業務委託契約の締結を行うなど、不適切な法人運営を行っていた事案や、施設職員による利用者への虐待が行われていた事案など、社会的に看過できない重大な問題が発生した際に、所轄庁において特別監査を行った事例を、参考資料15「平成20年度において社会的な問題が発生した法人の主な事案」のとおりお示しする。

都道府県等においては、このような法人に対しては、重点的かつ継続的に指導監査を実施するとともに、さらに法令違反などが明らかになった場合には、社会福祉法第56条に基づき、改善命令、業務停止命令、理事の解職勧告、法人の解散命令等も検討のうえ、適切な改善措置を実施されたい。

また、このような事案の再発防止のため、理事会機能の強化、監事監査の強化、

会計経理事務に係る内部牽制体制の確立及び徹底などについて、引き続き重点的な指導をお願いしたい。

(4) 行政指導、監査に関する苦情等相談事業について

「行政指導、監査に関する苦情等相談窓口」については、行政指導及び監査内容に対する法人からの苦情等を受け付けるものとして、平成18年11月に全国社会福祉施設経営者協議会に設置されたところであり、窓口相談のあった案件については、内容に応じて厚生労働省に協議されることとなっている。

これまで厚生労働省に協議された相談事例のうち、適正な行政指導監査及び今後の法人運営に資すると考えられるものについて、参考資料16「主な苦情等相談事例について」において例示しているので、各都道府県等におかれては、これらの事例等を参考に、適正な指導監査の実施を引き続きお願いしたい。

## 4 社会福祉施設の運営等について

### (1) 社会福祉施設の運営

#### ア 施設の役割と適正な運営管理の推進

(ア) 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の取組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

(イ) 社会福祉施設の運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないように施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

#### イ 感染症の予防対策等

(ア) 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

#### 《参照通知等》

・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」

(平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

- ・「ノロウイルスに関するQ&Aについて」  
(平成18年12月8日雇児総発第1208001号、社援基発第1208001号、障企発第1208001号、老計発第1208001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」  
(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」  
(平成20年12月2日雇児総発第1202001号、社援基発第1202001号、障企発第1202002号、老計発第1202001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」  
(平成15年7月25日社援基発第725001号) 別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設における衛生管理について」  
(平成20年7月7日社援基第0707001号) 別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

また社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「当面のウィルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」  
(平成13年4月24日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)、  
C型肝炎について(一般的なQ&A)(平成18年3月)

(イ) 近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが流行しており、このウイルスがヒトに感染し、死亡例も報告されている。また、高病原性鳥インフルエンザの発生がヨーロッパでも確認されるなど、依然として流行が拡大・継続しており、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生危険性が高まっている。このため、国民への正確な情報提供、予防や治療など、その流行状況に応じた対策を総合的に推進するため、厚生労働大臣を本部長とする新型イ

ンフルエンザ対策推進本部を設置し、併せて新型インフルエンザ対策行動計画を策定したところである。

社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策については、予防対策（手洗い、うがい等）の徹底と併せ、平成17年11月30日付発出の「社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策等について」を踏まえて対応を図るよう、各都道府県等においては引き続き指導をお願いするとともに管内市町村と十分に連携を図りつつ、新型インフルエンザに対する対策を強力に推進していただくようお願いしたい。

(参考)

- 新型インフルエンザ対策関連情報  
<http://www.mhlw.go.jp/index.html>
- インフルエンザ総合対策ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>
- 国立感染症研究所感染症情報センター  
<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- 「高齢者介護施設における感染管理のあり方に関する研究報告書」  
(平成16年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）)における感染対策マニュアル  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>
- 「赤ちゃん・子どもの感染症予防ガイドブック」  
(平成16年度独立行政法人 福祉医療機構[子育て支援基金]助成事業により財団法人母子衛生研究会が作成)

(2) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底について

ア 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、従来より適切な対応をお願いしてきたところであるが、一般的に使用されていないとされていたトレモライト等のアスベストが建築物の吹付け材から検出されたことが判明したことを受け、平成20年5月9日付通知により「アスベスト使用実態調査」を実施し、その調査結果を平成20年9月に公表したところである。

当該調査結果において、未回答、分析依頼中及び未措置状態にある施設が相当数存在することから、現在、「フォローアップ調査」を実施しているところであるが、未回答及び分析依頼中の施設等については、保有状況を明らかにしたうえで、状況に応じて適切に対応するよう指導するとともに、未措置状態にある施設等については、直ちにアスベストの除去、封じ込め、囲い込みを行うなど、法令等に

基づき適切な措置を講じるよう引き続き指導方お願いしたい。

(ア) 未回答及び分析依頼中の施設等

調査未回答の施設等については、都道府県等において、利用者等への安全対策の観点から改めて調査の必要性等を説明し、調査実施の回答を得るまで継続的に協力要請及び指導を行うとともに、分析依頼中の施設についても、引き続き適時確認をとり、分析調査の結果把握を行うこと。

(イ) 未措置状態にある施設等

「ばく露のおそれがある場所」を保有し、措置状況が「措置予定」、「未定」となっている施設については、直ちにアスベストの除去、封じ込め、囲い込みを行うなど、法令等に基づき適切な措置を講じるよう引き続き指導していくとともに、措置状況等の継続的な把握に努め、最終的に措置済の確認を得ること。

なお、法令等に基づき適切な措置を講じない等の施設については、指導監査部門等と十分連携の上、必要に応じて改善命令を行うなどの対応をとること。

イ 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、平成21年度以降も社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いする。

(3) 社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備等について

消防法施行令改正に伴い、平成21年4月より新たに275㎡以上1000㎡未満の障害者支援施設等にスプリンクラー設備等の設置義務が課されることから、管内社会福祉施設等に対し周知を図るとともに、適切に対応するよう指導方お願いしたい。

(4) 社会福祉施設等における地球温暖化対策に配慮した整備等について

地球規模の温暖化対策については、日本政府の重要課題であり、全省庁が連携を取りつつ、積極的に取り組んでいくことが求められていることから、社会福祉施設等の施設整備にあたっては、太陽光発電設備や太陽熱利用設備等の省エネ機器を導入するなど地球温暖化対策について積極的に取り組んでいただきたい。

なお、太陽光発電設備等に要する費用については、「社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等特殊附帯工事の取扱いについて」（平成19年12月14日付社会・援護局長通知）及び経済産業省資源エネルギー庁の「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」（34頁参照）を活用し、地球温暖化対策に積極的な取り組みを図るよう、管内社会福祉施設等に対し周知していただきたい。

## (5) 社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入居者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

## (6) 社会福祉施設等の防災対策について

### ア 社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導するとともに、指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ①火災発生の未然防止
- ②火災発生時の早期通報・連絡
- ③初期消火対策
- ④夜間防火管理体制
- ⑤避難対策
- ⑥近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

- ①施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ②施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ③入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- ④消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

### 《参照通知》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」

(昭和62年9月18日社施第107号)

- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」

(平成10年8月31日社援第2153号)

- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」

(平成11年1月29日社援第212号)

#### イ 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画願いたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。

#### (7) 地上デジタル放送への移行に伴う対応について

平成23年7月24日に、現行のテレビ放送（アナログ放送）が終了し、「地上デジタル放送」へ完全移行される。

このため、総務省において、社会福祉事業施設入所者に対し、地上デジタル放送を視聴するためのチューナーを無償給付する予定としているので、その際は、管内社会福祉施設に対し周知をお願いしたい。（35頁参照「総務省資料」）

## 地域新エネルギー等導入促進対策費補助金の概要

### 1. 制度の概要

新エネルギー等の導入促進において、地方公共団体等や非営利民間団体が行う地域における先進的な取組みに対し、導入事業費の一部を補助する。また、地方公共団体と民間事業者が連携して行う新エネルギー等導入事業(太陽光発電に限る。)に対して、社会システム枠として当該導入事業費の一部を補助する。

(注1) 導入事業の実施に先立ち新エネルギー等設備の設置による環境負荷削減効果(CO<sub>2</sub>排出削減量等)についての定量的目標を設定するとともに、新エネルギー等の普及啓発事業等を行うことが必要。

### 2. 補助対象事業者

#### (1) 一般枠

地方公共団体、地方公共団体の出資に係る法人(地方公共団体の出資比率が50%以上の場合に限る。)及び非営利民間団体(法人格を有するものに限る。)

#### (2) 社会システム枠

地方公共団体及び民間事業者

(注2) 社会システム枠は、民間事業者が行う地方公共団体の政策に位置づけられた取組みであって、当該事業への地方公共団体による財政的関与(補助金の交付、地方税の減免等)等があることが必要。

### 3. 補助率 1/2以内

### 4. 予算額 平成21年度予定額:62.6億円

### 5. 実施スキーム[民間団体等(交付機関)は未定。]

国 → (補助) → 民間団体等 → (補助) 地方公共団体、非営利民間団体

### 6. 補助対象設備([ ]内は、基本規模等要件)

太陽光発電[太陽電池出力10kW以上]、風力発電[発電出力500kW以上(非営利民間団体:規模要件なし)]、太陽熱利用[集熱面積100㎡以上(非営利民間団体:規模要件なし)]、バイオマス発電[バイオマス依存率60%以上]、バイオマス熱利用[バイオマス依存率60%以上]、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、温度差エネルギー[熱供給能力6.28GJ/h(非営利民間団体:規模要件なし)]、水力発電[1千kW以下]、地熱発電[バイナリーサイクル発電方式に限る]、天然ガスコージェネレーション[発電出力10kW以上(非営利民間団体:規模要件なし)]、燃料電池[発電出力50kW以上(非営利民間団体:規模要件なし)]

### 7. 公募期間 平成21年4月頃(一ヶ月間程度)

### 8. 本制度へのお問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課

地域新エネルギー等導入促進事業担当 : 滝沢、漆畑

TEL : 03-3501-4031

地上デジタル放送への完全移行に向けた受信機購入等の支援  
及び高齢者・障害者への働きかけ、サポート

1. 地上デジタル放送への完全デジタル化に向けた総合対策

総務省は、すべての視聴者が地上テレビ放送を引き続きご視聴いただくため、必要な方策を総合的に検討し、平成20年7月、「地上デジタル放送推進総合対策」を取りまとめ、今後実施すべき施策を整理。

また、総合対策に基づき、平成21年度予算を要求。

＜参考：地上デジタル放送推進総合対策＞

- ① 国民に地上デジタル放送についてご理解いただくための取組  
(悪質商法対策、相談体制の充実・強化 等)
- ② 受信側の取組(経済的に困窮している方への支援、高齢者・障害者等への働きかけ、サポート、共聴施設の整備促進 等)
- ③ 送信側の取組(デジタル中継局の整備、デジタル混信への対策 等)
- ④ アナログ放送終了等に当たっての取組(リハーサル 等)

2. 受信機購入等の支援

(1) 事業スキーム

所要の法改正の後、総務省が「受信機器購入等対策事業費補助事業(仮)」(平成21年度 電波遮へい対策事業等補助金)として公募を行い、支援実施法人(民間企業)を決定。

(2) 事業内容

「経済的な理由により、必要最小限の対応すらできずに、テレビが視聴できなくなり、災害時も含めた必要な情報をこれまで得ていたのに得られなくなる」世帯に対して、最低限の機能のものに限定して支援を行う。

具体的には、NHK放送受信料全額免除世帯(公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者の世帯、社会福祉事業施設入所者：最大260万世帯)を対象として、申込みに応じて、各世帯のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために必要な最低限度の機器等を無償で現物給付する。

- ① 「簡易なチューナー」を支援対象世帯に1台ずつ無償給付
- ② 戸建て住宅でアンテナ等の改修が不可欠な世帯は、室内アンテナの無償給付又はアンテナ等の無償改修
- ③ 共同受信施設を利用している場合は、当該共同受信施設の改修経費のうち、支援を受ける各世帯が負担する金額に相当する額を給付

(3) 平成21年度予算額

170.1億円

### 3. 高齢者・障害者への働きかけ、サポート

#### (1) 事業スキーム

総務省が本年2月に「デジタル受信相談・対策事業」（平成21年度 電波遮へい対策事業等補助金）として公募を行い、3月に実施主体を決定。

本年2月に全都道府県51か所に拡充設置された「総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）」において、受信相談等の他の事業と併せて実施。

#### (2) 事業内容

説明会や戸別訪問を実施することによって、高齢者・障害者等に対して、地上デジタル放送を視聴するための正確な情報を提供し、積極的にデジタル化の働きかけを行い、技術的サポートを行う。

##### ① 説明会

地域に密着したきめ細かな説明会を実施。具体的には、一般市民を対象としたもの、高齢者を対象としたもの、障害者を対象としたものの三つ。

自治体経由で、町内会・自治会、老人クラブ、福祉施設を中心に高齢者・障害者が集まる場所において能動的に説明会のセットを働きかけ。

<参考：予算要求ベースの数字>

・町内会・自治会 : 約30万団体×1/2=15万回

・福祉施設・老人クラブ : 約17万施設・クラブ×1/2=8.5万回

##### ② 戸別訪問

説明会に参加できない高齢者（65歳以上）・障害者を対象に、申込みに応じて戸別訪問による説明を行う。

地域の事情に通じており、独居高齢者世帯等を訪問する機会のある方に事前に情報提供を行い、戸別訪問を要する人に申込書を渡してもらえよう調整を行う。

#### (3) 平成21年度予算額

88.2億円

## 5 福祉貸付事業について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、国の福祉政策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付その他の公共性の高い多様な事業を公正かつ総合的に実施することにより、わが国の福祉の増進並びに医療の普及及び向上に貢献する使命を担っている。各都道府県におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

### (1) 平成21年度貸付事業の基本的な考え方について

機構の貸付を取り巻く環境は、財政投融资改革の推進等により厳しさを増してきているが、このような状況の中で独立行政法人としての使命を果たすため、政策上必要な施設整備のための貸付原資を確保している。

また、昨年2月に打ち出された「新待機児童ゼロ作戦」に基づく保育所や放課後児童クラブの整備を推進するため、融資条件の優遇措置を講じるほか、保育所については借入申込書類の減量化を図るなど法人等事業者の利便性向上に努めることとしているので、了知の上、管内の社会福祉法人等への周知徹底をお願いしたい。

なお、平成21年度福祉貸付事業の具体的な融資方針については、別途機構から通知することとしている。

### (2) 平成21年度福祉貸付の事業枠（案）

資金交付額            3,018億円（うち福祉貸付 1,535億円）

### (3) 福祉貸付事業の見直し等

#### ア 福祉貸付事業の見直し

##### (ア) 保育所に係る融資条件の優遇

・融資率の引き上げ   ：80%→90%

##### (イ) 放課後児童クラブに係る融資条件の優遇

・融資率の引き上げ   ：75%→90%

##### (ウ) 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）に係る融資条件の優遇

・融資率の引き上げ : 75%→80%

(エ) 障害者グループホーム等に係る融資要件の緩和

特定非営利活動法人が設置・経営する障害者グループホーム及び障害者ケアホームにおいて、消防用設備を設置するすべての事業を融資対象とする。(消防法政省令に基づく消防用設備の設置義務如何に関わらず融資対象とする。)

(オ) 融資率の見直し

基盤整備促進法に基づく有料老人ホーム、高齢者総合福祉センター及び在宅介護サービスセンターに係る融資率を75%から70%へ変更する。

ただし、アスベスト対策事業・耐震化事業・災害復旧事業に係るものは80%とする。

イ 引き続き実施する優遇措置について

前記の条件の見直しのほか、次の事項については平成20年度に引き続き実施することとしている。

(ア) 療養病床のケアハウス等への転換に係る融資条件の優遇

平成19年度から実施してきた療養病床のケアハウス等への転換に係る融資条件の優遇措置(融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ)について、平成21年度も引き続き実施することとする。

- ・融資率の引き上げ : 70、75%→90%
- ・貸付利率の引き下げ: 財政融資資金借入金利と同率

(イ) 障害者の就労支援事業の推進に係る貸付けの相手方の拡大等

平成20年度から実施してきた障害者の就労支援事業の推進に係る貸付けの相手方の拡大(特定非営利活動法人の追加)及び優遇措置(融資率の引き上げ)について、平成21年度も引き続き実施することとする。

- ・融資率の引き上げ : 80%→90%

(ウ) アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇

平成17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措

置(融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ)について、平成21年度も引き続き実施することとする。

- ・ 融資率の引き上げ : 70%→75%、75%→80%
- ・ 貸付利率の引き下げ: 通常の貸付利率から0.05%～0.4%引き下げる

(エ) 耐震化に係る改築・修繕等事業及び災害復旧事業に係る融資条件の優遇

平成18年度から実施してきた耐震化に係る改築・修繕等事業及び災害復旧事業に係る融資条件の優遇措置(融資率の引き上げ)について、平成21年度も引き続き実施することとする。

- ・ 融資率の引き上げ : 70%→75%、75%→80%

(オ) 物価高騰に伴う経営資金に係る融資条件の優遇

物価高騰の影響により、一時的に資金不足を生じている社会福祉施設の経営の安定化を図るための経営資金に係る融資条件の優遇措置(貸付利率の引き下げ)について、平成21年度も引き続き実施することとする。

- ・ 貸付利率の引き下げ: 財政融資資金借入金利と同率

ウ 協調融資について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成17年度より介護関連施設に限定して導入していたところであるが、本年度より、福祉貸付全般に範囲を拡大したところであり、平成21年度以降についても協調融資の利用促進を図ることとしているため、引き続き社会福祉法人に対して、その活用についての助言をお願いしたい。(参考資料18参照)

## 6 社会福祉施設職員等退職共済制度について

### (1) 関連予算

平成21年度予算（案）における給付予定額

- ① 給付予定人員           75,120人
- ② 給付総額               899億円
- ③ 単位金額について

平成21年度単位金額については、平成21年度予算が成立次第、告示にてお知らせすることとしている。

### (2) 近年の財政状況

平成18年度の制度改正において、平成18年4月1日以降の介護関連施設の新規採用職員（以下「特定介護保険施設等職員」という。）について公的助成を廃止したことに伴い、支え手である現役加入者が当面抑制されることが見込まれたため、平成19年度に単位掛金額の引き上げを行ったところである。

平成19年度及び20年度については、公的助成の対象加入者が減少したものの、特定介護保険施設等職員が見込よりも増加するとともに、単位掛金額の引き上げの影響により、掛金収入が増加したことから、制度全体の財政は均衡している状況にある。

平成21年度においても引き続き、特定介護保険施設等職員の新規採用による掛金収入の増加が見込まれるため、制度全体の財政は均衡する見込であるが、平成22年度以降については、加入被共済職員数及び掛金収入の推移を検証し、必要に応じて、単位掛金額の見直しを検討していくこととしている。

### (3) 都道府県補助金

例年、都道府県補助金の交付の遅れに起因する退職手当金の支給遅延が発生している。近年、関係各位の協力により改善の方向となっているが、一部の県においては未だ補助金の納付が遅れている状況が散見されるところ。

退職手当共済という経費の性質上、一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、本制度の円滑な実施のため、平成20年度分に係る補助金未交付の県におかれては、速やか

に交付するようお願いしたい。

また、平成21年度以降においても補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

## 7 福祉サービスの質の向上のための取組みについて

### (1) 福祉サービス第三者評価推進事業

福祉サービス第三者評価推進事業については、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、全国レベル及び都道府県レベルにおける推進体制を整備し、同事業の更なる普及・定着を図るため、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(以下「指針」という。)をお示ししているところである。各都道府県におかれては、同指針により管内における第三者評価事業の普及・定着に取り組むよう引き続きお願いしたい。

#### ア 全国の推進組織について

全国社会福祉協議会が、学識経験者等で構成される「評価基準等委員会」、並びに都道府県推進組織を構成員とする「評価事業普及協議会」を設置し、評価基準の策定・更新や都道府県推進組織間での意見交換等を行うことにより、福祉サービスの第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行うとともに、各都道府県における評価調査者の養成に資するため、「評価調査者指導者養成研修」を実施しているところである。

#### イ 都道府県推進組織について

都道府県推進組織については、平成20年4月をもって全ての都道府県に設置されたところである。(参考資料19)

都道府県推進組織におかれては、福祉サービスの質の向上を図る観点から、評価基準の策定、第三者評価機関の認証、評価調査者の養成、事業者への受審勸奨等、引き続き第三者評価事業の普及・定着に努められるようお願いしたい。

なお、受審率向上のため、受審済施設の名簿・受審施設の感想等を記載したパンフレットの作成や関係施設・事業者団体を通じた働きかけも効果的であると考えられるので、下記URLも参考の上、これらの取組み等により、事業者への受審勸奨に努められるようお願いしたい。

(参考)

- 全国社会福祉協議会ホームページ

<http://www.shakyo-hyouka.net/> (第三者評価事業トップ)

<http://www.shakyo-hyouka.net/news4/fukyu-08.pdf> (パンフレット)

- 京都府社会福祉協議会ホームページ

<http://www.kyoto-hyoka.net/hyoka/top.html> (第三者評価事業トップ)

[http://www.kyoto-hyoka.net/hyokafile/468/%91%E6%8E%8E%D2%95%5D%89%BF%83%8A%81%5B%83t%83%8C%83b%83g%81iPDF\).pdf](http://www.kyoto-hyoka.net/hyokafile/468/%91%E6%8E%8E%D2%95%5D%89%BF%83%8A%81%5B%83t%83%8C%83b%83g%81iPDF).pdf) (パンフレット)

#### ウ WAM NET福祉サービス第三者評価情報システムについて

福祉医療機構の「WAM NET」において、都道府県推進組織が評価結果を登録することや、WAM NET閲覧者が、施設の名称、所在地、種類等で評価結果を検索することが可能である。

各都道府県においては、管内における第三者評価事業の広告・啓発を通じた普及・定着のため、第三者評価情報システムを積極的に活用するようお願いしたい。

## (2) 苦情解決事業

### ア 事業者段階における取り組みについて

苦情解決事業については、利用者保護の観点から仕組みを構築しているところであるが、「事業者段階における苦情解決の取組状況」(参考資料20)を見ると、例えば苦情受付窓口の設置率は全体で83.3%、そのうち私営施設87.0%、公営施設69.7%となっており、苦情解決体制が特に公営施設において十分に整っていない状況にある。

については、管内市町村及び社会福祉施設に対し、利用者からの苦情を踏まえ、提供するサービスに反映させ、サービスの質を向上させるという制度の重要性を再認識させるとともに、苦情解決の仕組みに関する体制を整備するよう、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

### イ 運営適正化委員会における苦情解決の取り組みについて

運営適正化委員会については、公平性・中立性の確保や迅速な事務の執行など適正な運営が行われるよう、特に事務局長その他の事務職員の専従化や相談技術の向

上、苦情解決合議体の最低2ヶ月に1回の開催、標準的な処理期間の公表、第三者委員向け研修会の積極的な実施について都道府県社会福祉協議会に対し、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

# 参 考 资 料

# 1 都道府県福祉人材センター・バンク一覧

都道府県福祉人材センター一覧(平成20年12月1日現在)

北海道	北海道福祉人材センター	〒060-0002	札幌市中央区北2条西7-1 道立社会福祉総合センター内	011-272-6662
青森	青森県福祉人材センター	〒030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2F	017-777-0012
岩手	岩手県福祉人材センター	〒020-0831	岩手県盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4522
宮城	宮城県福祉人材センター	〒980-0014	仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館1F	022-262-9777
秋田	秋田県福祉保健人材センター	〒010-0922	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内	018-864-2880
山形	山形県福祉人材センター	〒990-0021	山形市小白川町2-3-30 山形県小白川庁舎内	023-633-7739
福島	福島県福祉人材センター	〒960-8141	福島市渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター内	024-521-5662
茨城	茨城県福祉人材センター	〒310-8586	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内	029-244-3727
栃木	栃木県福祉人材・研修センター	〒320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622
群馬	群馬県福祉マンパワーセンター	〒371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター6F	027-255-6600
埼玉	埼玉県福祉研修・人材センター	〒330-8529	さいたま市針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1F	048-833-8033
千葉	千葉県福祉人材・研修センター	〒260-8508	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-248-1294
東京	東京都福祉人材センター	〒102-0072	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7F	03-5211-2860
神奈川	かながわ福祉人材研修センター	〒221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内	045-312-1121
新潟	新潟県福祉人材センター	〒950-8575	新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5523
富山	富山県健康・福祉人材センター	〒930-0094	富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館(サンシップとやま)2F	076-432-6156
石川	石川県福祉人材センター	〒920-0964	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館2F	076-234-1151
福井	福井県福祉人材センター	〒910-8516	福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター内	0776-21-2294
山梨	山梨県福祉人材センター	〒400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8654
長野	長野県福祉人材研修センター	〒380-0928	長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター4F	026-226-7330
岐阜	岐阜県福祉人材センター	〒500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内6F	058-276-2510
静岡	静岡県社会福祉人材センター	〒420-0856	静岡市駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内	054-271-2110
愛知	愛知県福祉人材センター	〒460-0002	名古屋市中区丸の内2-4-7 愛知県社会福祉会館内	052-231-3224
三重	三重県福祉人材センター	〒514-8552	三重県津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館4F	059-224-1082
滋賀	滋賀県福祉人材・研修センター	〒525-0072	草津市笠山7丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内	077-567-3925
京都	京都府福祉人材・研修センター	〒604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375 ハートピア京都5F	075-252-6297
大阪	大阪府福祉人材センター	〒542-0065	大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内	06-6762-9020
兵庫	兵庫県福祉人材センター	〒651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内1F	078-271-3881
奈良	奈良県福祉人材センター	〒634-0061	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0160
和歌山	和歌山県福祉保健研修人材センター	〒640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6F	073-435-5211
鳥取	鳥取県福祉人材センター	〒689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6336
島根	島根県福祉人材センター	〒690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F	0852-32-5957
岡山	岡山県福祉人材センター	〒700-0807	岡山市南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館内	086-226-3507
広島	広島県社会福祉人材育成センター	〒732-0816	広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	055-254-8654
山口	山口県福祉人材・研修センター	〒753-0072	山口市大手町9-6 ゆ〜あいプラザ山口県社会福祉会館内	083-922-6200
徳島	徳島県福祉人材センター	〒770-0943	徳島市中昭和町1-2 徳島県立総合福祉センター3F	088-625-2040
香川	香川県福祉人材センター	〒760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター4F	087-833-0250
愛媛	愛媛県福祉人材センター	〒790-8553	松山市持田町3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館内	089-921-5344
高知	高知県福祉人材センター	〒780-8567	高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ	088-844-3511
福岡	福岡県福祉人材センター	〒816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2F	092-584-3310
佐賀	佐賀県福祉人材・研修センター	〒840-0021	佐賀市鬼丸町7-18 佐賀県社会福祉会館内	0952-28-3406
長崎	長崎県福祉人材研修センター	〒852-8555	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	095-846-8656
熊本	熊本県福祉人材・研修センター	〒860-0842	熊本市南千反畑町3-7 熊本総合福祉センター内	096-322-8077
大分	大分県福祉人材センター	〒870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-7000
宮崎	宮崎県福祉人材センター	〒880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター人材研修館内	0985-32-9740
鹿児島	鹿児島県福祉人材・研修センター	〒890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7 鹿児島県社会福祉センター内	099-258-7888
沖縄	沖縄県福祉人材研修センター	〒903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター東棟3F	098-882-5703

## 福祉人材バンク一覧(平成20年12月1日現在)

北海道	函館市福祉人材バンク	〒040-0063	函館市若松町33-6 函館市総合福祉センター	0138-23-8546
	旭川市福祉人材バンク	〒070-0035	旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1F	0166-23-0138
	釧路市福祉人材バンク	〒085-0011	釧路市旭町12-3 釧路市総合福祉センター	0154-24-1686
	帯広市福祉人材バンク	〒080-0847	帯広市公園東町3-9-1 帯広市グリーンプラザ	0155-27-2525
	北見市福祉人材バンク	〒090-0065	北見市寿町3-4-1 北見市総合福祉会館1F	0157-22-8046
	苫小牧市福祉人材バンク	〒053-0021	苫小牧市若草町3-3-8 苫小牧市民活動センター1F	0144-32-7111
青森	弘前福祉人材バンク	〒036-8063	弘前市宮園2-8-1	0172-36-1830
	八戸福祉人材バンク	〒039-1166	八戸市根城8-8-115	0178-47-2940
群馬	高崎市福祉人材バンク	〒370-0045	高崎市東町80-1 高崎市労使会館1F	027-324-2761
	太田市福祉人材バンク	〒373-8718	太田市浜町2-35 太田市役所2F	0276-48-9599
神奈川	川崎市福祉人材バンク	〒211-0053	川崎市中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター5階	044-739-8726
福井	嶺南福祉人材バンク	〒914-0047	敦賀市東洋町4-1 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」	0770-22-3133
静岡	浜松市福祉人材バンク	〒432-8035	浜松市成子町140-8 浜松市福祉交流センター	053-458-9205
	静岡県福祉人材センター-東部支所	〒410-0801	沼津市大手町1-1-3 静岡県東部地域交流プラザ(パレット)2F	055-952-2942
愛知	豊橋市福祉人材バンク	〒440-0055	豊橋市前畑町115 新総合福祉センター-あイトピア	0532-52-1111
	小牧市福祉人材バンク	〒485-0041	小牧市小牧5-407	0568-77-0123
兵庫	姫路市福祉人材バンク	〒670-0955	姫路市安田3-1	0792-84-9988
和歌山	紀南福祉人材バンク	〒646-0031	田辺市湊1619-8 田辺市民総合センター内	0739-26-4918
島根	島根県福祉人材センター-石見分室	〒697-0016	浜田市野原町1826-1 いわみーる2F	0855-24-9340
岡山	倉敷福祉人材バンク	〒710-0055	倉敷市阿知1-7-2-803 暮らしシティプラザ西ビル8F	086-427-3236
	津山福祉人材バンク	〒708-0004	津山市山北520	0868-23-5130
高知	安芸福祉人材バンク	〒784-0007	安芸市寿町2-8	0887-34-3540
	幡多福祉人材バンク	〒787-0012	四万十市右山五月町8-3	0880-35-5514
福岡	北九州市福祉人材バンク	〒804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8F	093-881-0901
	筑後地区福祉人材バンク	〒830-0027	久留米市長門石町1-1-34 総合福祉センター内	0942-34-3035
	筑豊地区福祉人材バンク	〒820-0011	飯塚市大字柏の森956-4	0948-23-2210
	京築地区福祉人材バンク	〒824-0063	行橋市大字中津熊501 ウィズゆくはし内	0930-23-8495
長崎	佐世保福祉人材バンク	〒857-0028	佐世保市八幡町6-1 佐世保市社会福祉協議会内	0956-23-3174
大分	日田市福祉人材バンク	〒887-0003	日田市上城内町1-8 日田市総合保健福祉センター3F	0973-24-7590
沖縄	名護市福祉人材バンク	〒905-0014	名護市港2-1-1 名護市民会館内福祉センター	0980-53-4142

## 2 都道府県福祉人材センターにおけるハローワーク（HW）との連携状況

		有り	無し
HWとの連携による共催事業の実施	20年度	74.5%	25.5%
	19年度	91.1%	8.9%
福祉人材センターが行う都道府県運営委員会へのHW担当者の出席	20年度	76.6%	23.4%
	19年度	80.9%	19.1%
福祉人材センター等各種施策のHWへの周知・広報の依頼	20年度	93.6%	6.4%
	19年度	89.4%	10.6%
HWから各種施策の周知・広報の依頼	20年度	55.3%	44.7%
	19年度	44.7%	55.3%
HWへの労働市場情報の提供	20年度	38.3%	61.7%
	19年度	38.3%	61.7%
HWへの求職者情報の提供	20年度	31.9%	68.1%
	19年度	14.9%	85.1%
HWへの求人情報の閲覧、提供	20年度	83.0%	17.0%
	19年度	67.4%	32.6%
HWからの労働市場情報の提供	20年度	53.2%	46.8%
	19年度	47.8%	52.2%
HWからの求職者情報の提供	20年度	17.0%	83.0%
	19年度	2.2%	97.8%
HWからの求人情報の閲覧、提供	20年度	70.2%	29.8%
	19年度	68.1%	31.9%
HWの福祉人材確保対策担当者連絡会議への参加状況	20年度	66.0%	34.0%
	19年度	42.6%	57.4%

※平成20年度データ：平成21年2月調べ（平成21年2月、3月予定含む）

### 3 福利厚生センター都道府県別加入状況

(平成20年10月1日現在)

都道府県	法人加入状況			
	法人総数	加入法人数	法人加入率	会員数
北海道	835	738	88.4%	31,865
青森	509	73	14.3%	2,521
岩手	290	66	22.8%	2,958
宮城	213	44	20.7%	2,823
秋田	205	76	37.1%	3,560
山形	211	97	46.0%	4,350
福島	259	94	36.3%	4,733
茨城	465	111	23.9%	4,397
栃木	311	85	27.3%	2,397
群馬	469	98	20.9%	3,116
埼玉	698	139	19.9%	5,185
千葉	543	63	11.6%	2,240
東京	986	275	27.9%	18,353
神奈川	694	45	6.5%	1,257
新潟	387	52	13.4%	3,863
富山	193	98	50.8%	5,027
石川	276	61	22.1%	2,603
福井	209	46	22.0%	1,864
山梨	224	36	16.1%	1,059
長野	326	64	19.6%	2,409
岐阜	271	87	32.1%	3,257
静岡	428	132	30.8%	4,445
愛知	587	88	15.0%	5,246
三重	281	143	50.9%	5,450
滋賀	240	67	27.9%	2,178
京都	426	78	18.3%	3,490
大阪	1,075	86	8.0%	5,367
兵庫	735	83	11.3%	2,910
奈良	201	42	20.9%	1,824
和歌山	206	43	20.9%	1,381
鳥取	111	20	18.0%	992
島根	246	27	11.0%	784
岡山	332	71	21.4%	4,121
広島	422	125	29.6%	8,558
山口	288	66	22.9%	3,307
徳島	160	87	54.4%	3,020
香川	176	79	44.9%	3,398
愛媛	202	58	28.7%	3,464
高知	158	40	25.3%	936
福岡	1,049	151	14.4%	6,321
佐賀	220	32	14.5%	1,477
長崎	485	88	18.1%	3,536
熊本	613	94	15.3%	2,965
大分	300	69	23.0%	2,831
宮崎	367	60	16.3%	2,337
鹿児島	559	66	11.8%	2,383
沖縄	351	113	32.2%	2,752
合計	18,792	4,456	23.7%	195,310

(注)

1. 法人総数は、平成19年度末の厚生労働省調べによる法人数。
2. 加入法人数は、平成20年10月1日現在の加入法人数。
3. 会員数は、平成20年10月1日現在の掛金納付者数。

## 4 福利厚生センター都道府県地方事務局一覧

平成20年1月31日

地方事務局名	〒	所在地	TEL	FAX
北海道民間社会福祉事業職員共済会	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目 北海道立道民活動センター4F	011-251-3828	011-251-3848
青森県社会福祉協議会	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ内	0177-23-1391	0177-23-1394
岩手県社会福祉協議会	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4466	019-637-4255
宮城県民間社会福祉振興会	980-0014	仙台市青葉区本町2-9-8 日宝本町ビル2階	022-227-5535	022-227-5151
秋田県民間社会事業福利協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	018-864-2711	018-864-2701
山形県民間社会福祉事業振興会	990-0021	山形市小白川町2-3-31	023-642-2155	023-642-1493
福島県社会福祉協議会	960-8141	福島市渡利字七社宮111	024-523-1251	024-523-4477
茨城県社会福祉協議会	310-0851	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2F	029-241-1133	029-241-1434
栃木県社会福祉協議会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622	028-623-4963
群馬県社会福祉協議会	371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県福祉マンパワーセンター内	027-255-6600	027-255-6040
埼玉県社会福祉事業共助会	330-0075	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ3F	048-831-7547	048-822-2888
千葉県社会福祉事業共助会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-245-1729	043-245-9047
東京都社会福祉協議会	162-8953	新宿区神楽河岸1-1	03-5261-2240	03-3235-5979
神奈川県福利協会	221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2	045-314-6155	045-316-3801
新潟県社会福祉協議会	950-8575	新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5520	045-281-5528
富山県社会福祉協議会	930-0094	富山市安住町5-21	0764-32-2959	0764-42-4884
石川県社会福祉協議会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	076-224-1212	076-222-8900
福井県社会福祉協議会	910-8516	福井市光陽2-3-22	0776-24-2339	0776-24-8941
山梨県社会福祉協議会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8610	055-254-8614
長野県社会福祉協議会	380-0923	長野市大字若里1570-1	026-226-4126	026-228-0130
岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉会館内	058-275-5508	058-275-5508
静岡県社会福祉協議会	420-8670	静岡市駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054-254-5248	054-251-7508
愛知県民間社会福祉事業職員共済会	460-0002	名古屋市中区丸の内2-4-7	052-232-1359	052-232-2050
三重県社会福祉事業職員共済会	514-8552	津市桜橋2-131	059-227-5145	059-221-0044
滋賀県民間社会福祉事業職員共済会	520-0044	大津市京町4-3-28 厚生会館1F	077-524-0261	077-524-0441
京都府民間社会福祉施設職員共済会	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375 京都府立総合社会福祉会館7F	075-252-5888	075-252-5881
大阪民間社会福祉事業従事者共済会	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2F	06-6768-8144	06-6768-9362
兵庫県社会福祉協議会	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内	078-242-4633	078-242-4153
奈良県社会福祉協議会	634-0061	橿原市大久保町320-11	0744-29-0102	0744-29-0108
和歌山県社会福祉協議会	640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビック愛内	073-435-5222	073-435-5226
鳥取県社会福祉協議会	680-0846	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6336	0857-59-6341
島根県民間社会福祉事業従事者互助会	690-0011	松江市東津田町1741-3	0852-32-5970	0852-32-5973
岡山県社会福祉協議会	700-0813	岡山市石関町2-1 岡山県総合福祉会館内	086-226-3511	086-227-3566
広島県民間社会福祉事業従事者互助会	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	082-254-3423	082-252-2133
山口県健康福祉財団	753-0811	山口市吉敷3325-1 山口県総合保健会館内	083-925-2404	083-925-2381
徳島県民間福祉施設職員共済会	770-0943	徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター内	088-622-9199	088-622-9287
香川県社会福祉協議会	760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター内	087-861-0545	087-861-5622
愛媛県社会福祉協議会	790-8553	松山市持田町3-8-15	089-921-8344	089-921-8939
高知県社会福祉協議会	780-8567	高知市朝倉戊375-1 ふくしプラザ4F	088-844-4600	088-844-9411
福岡県社会福祉協議会	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2階	092-584-3310	092-584-3319
佐賀県社会福祉協議会	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18	0952-28-3406	0952-28-3407
長崎県社会福祉協議会	852-8555	長崎市茂里町3-24	095-846-8600	095-844-5948
熊本県社会福祉協議会	860-0842	熊本市南千反畑町3-7	096-322-8077	096-324-5464
大分県社会福祉協議会	870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-6888	097-552-6868
宮崎県社会福祉協議会	880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内	0985-22-3145	0985-27-9003
鹿児島県社会福祉協議会	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	099-258-7888	099-250-9363
沖縄県社会福祉協議会	903-0804	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内	098-882-5703	098-886-8474

# 5 福利厚生センターのサービスメニュー一覧

(平成20年度)

区分	サービスメニュー	助成・特典等	サービス内容
健康管理事業	生活習慣病予防健診費用助成	検査項目に応じて、1人当たり 2,830円～4,120円 (乳・子宮がん検診を受診した場合820円(限度) (前立腺がん検診は3,000円を限度に生活習慣病健診助成額と選択)	・30歳以上の会員が生活習慣病予防健診を受診した場合に助成 ・30歳以上の女性会員が乳・子宮がん検診のいずれかまたは両方受診した場合に助成 ・30歳以上の男性会員が前立腺がん検診を受診した場合に生活習慣病健診と選択で助成
	電話健康相談	無料	・365日、いつでも、どこからでも電話で健康などの相談ができる
	健康生活用品給付	全会員に毎年度配付	・健康に関わる30品目の中から希望する品を給付
	スポーツクラブ	法人会員料金で利用	・セントラルスポーツ、コナミ、ルネサンス、NASの各施設
共済事業	弔慰金・見舞金	・会員の死亡 600,000円 ・ " 1,800,000円 (就業中・通勤時の事故の場合) ・会員の配偶者の死亡 100,000円 ・会員の入院 1日につき 1,000円 ・災害(法人) 1法人当たり 200,000円 ・ " (会員) 1人当たり 10,000円	・就業中、通勤時の事故による場合、手術を行った場合には5万円～20万円加算 ・災害救助法適用地域内で一定規模以上の損害を被った場合
	任意加入の保険	・ソウェル団体生命保険	・任意に加入できる割安な保険 ・最高契約金額 2,000万円。65歳まで加入可。医師の診断書は不要 (配偶者も1,000万円まで加入できる) 掛金は1口月々5,000円最高7口まで
	・ソウェル積立保険	3つの保障(死亡・医療・年金)を1つにセット	・団体割引・優待割引が適用され23.5%割引
	・ソウェル傷害保険	日常生活・交通事故のケガを保障	・ "  "
	・ソウェル入院保険	ケガ・病気で入院した場合、入院1日目から保障	・ "  "
	・ソウェルがん保険	がんと診断された場合の保障	・ "  "
・ソウェル自動車保険	お近くの代理店が、お客様本位のプランを提案	・ "  "	
贈呈事業	結婚祝	1人当たり 10,000円の商品券	・会員が結婚した場合に贈呈
	出産祝	1人当たり 10,000円の商品券	・会員または会員の配偶者が出産した場合に贈呈
	入学祝	1人当たり 5,000円の商品券	・会員の子が小学校または中学校に入学した場合に贈呈
	資格取得記念品	記念品の贈呈	・働きながら、対象となる専門資格を取得した場合に贈呈
	永年勤続記念品	記念品の贈呈	・勤続満5年から30年まで5年刻みで贈呈
加入5年目を迎えた法人への備品の贈呈	備品の贈呈	・福利厚生の一層の充実を図るため、健康増進機器や文化・教養に資するための備品(62品目から選択)を職員数に応じて贈呈	
研修事業	海外研修	経費の一部(1/2強)助成 ・全行程添乗員同行 ・施設訪問には専門の通訳付 ・全食事付	・Aコース : オランダ・フィンランド・イタリア (障害福祉関係) ・Bコース : アメリカ (児童福祉関係) ・Cコース : ギリシャ・スイス・ドイツ (マネジメント) ・Dコース : オセアニア (老人福祉関係)
	広報講習会	受講料及び教材費無料	・施設作り作成のノウハウを学ぶ
	レクリエーション・リーダー養成講習会		・レクリエーションの企画運営方法を学ぶ
	接遇講習会		・施設利用者との接遇方法を学ぶ
	パソコン講習会		・パソコンの主要ソフトについてその使用方法を学ぶ
	メンタルヘルス講習会		・管理職を対象にメンタルヘルス不全の早期発見と対処を学ぶ
ローン・クレジット	ローン	・住宅ローン 銀行提携住宅ローン 最高 5,000万円(審査あり) ・特別資金ローン(みずほクレジット・みずほ銀行) 担保・保証人なし 最高 300万円(審査あり)	・金利を一般利用者より固定型で0.1%、変動型で0.2%引下げ H18.11月から「金利優遇キャンペーン」(みずほ銀行)実施 ・教育資金、結婚資金、車購入資金などが、一般利用者より割安な金利(固定型3%、変動型3%)で利用が可能
	クレジット機能付会員証	年会費1,750円を初年度無料、2年度目以降1,000円引の750円	・2,000万円の海外旅行傷害保険の自動付帯など
	余暇活用事業	指定保養所 ・厚生年金宿泊施設 被保険者料金適用に加え ・国民年金健康保養センター 準組合員料金適用に加え ・KKR宿泊施設 (国家公務員共済組合連合会) ソウェルクラブから会員1人泊2,500円の助成 ・休暇村 標準宿泊料金の10%割引に加え ・グリーンピア 標準宿泊料金の5%～10%割引に加え、室料が特別優待料金に加え ・ダイワロイヤルホテル 会員、同行者とも室料が一般料金の約50%割引 ・泉郷 会員、同行者とも会員料金の適用 ・ライフサポート倶楽部 会員、同行者とも会員料金の適用 ・ラフォーレ倶楽部 会員、同行者とも会員料金の適用	・11月1日現在のか所数 ・厚生年金宿泊施設 全国に47か所 ・国民年金健康保養センター 全国に19か所 ・KKR宿泊施設 全国に45か所 ・休暇村 全国に36か所 ・グリーンピア 全国に5か所 ・会員制リゾートホテル 全国に31か所 ・会員制リゾートホテル・別荘 全国に13か所、22施設 ・会員制リゾートホテル・別荘 直営44か所 提携86か所 ・会員制リゾートホテル 直営13か所 提携82か所
事業	テーマパーク	会員割引 7～25%割引	・東京ディズニーリゾート、USJ、ハウスステンボス、スペースワールドなど
	海外リフレッシュツアー	低料金のオリジナルツアー	・内容の充実した低料金の短期海外ツアー
	国内・海外旅行(パッケージツアー)	会員割引 3～10%割引	・JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー、名鉄観光など
	ホテル・旅館・ペンション	会員割引 特別料金・5～30%割引	・提携宿泊施設の割引利用
	レンタカー	会員割引 最高51%割引	・ニッポン、日産、マツダ、トヨタ、オリックス各社
	クラブ・サークル活動支援	会員1人当り 1,000円	・スポーツや教養・文化サークル活動等へ助成
情報提供など	会員交流	会員1人当り1,600円を地方事務局へ助成	・宿泊を伴う交流事業については1人2万円を限度に助成 ・日帰りの交流事業、観劇、スポーツ観戦については1人1万円を限度に助成
	スポーツ・カルチャー	会員割引	・ゴルフ、テニス、乗馬、スキー、英会話、クッキングなど
	ショッピングなど	会員割引 5～60%割引	・デパート、結婚式場、葬祭、カー用品、家庭用品、エステ、住宅建築など
ホームページ	http://www.sowel.or.jp		
情報提供など	「ソウェルクラブニュース」の発行 情報誌「ソウェルクラブ」の発行 手帳、ハンドブックの発行 カレンダー、事務マニュアルの発行	毎月1回、全事業所に配付 年4回(4月、7月、10月、1月)、全会員に配付 手帳は希望者全員に配布。ハンドブックは全会員に配布。 全事業所に配付	

平成21年度 社会福祉研修実施計画(案) (委託・国庫補助事業)

	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間	申込締切日及び 申込書提出先	
1	社会福祉主事資格認定 通信課程 (公務員)	社会福祉主事として必要な基礎的知識及び技術について、 通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会 福祉主事の任用資格を取得させる。	都道府県又は市町村の職員で、社会福祉事業に従事し ている者	1 回	2,000 人	1 年 【面接授業4日】	①21.6.23(火)～6.26(金) ④21.8.5(水)～8.8(土) ②21.7.23(木)～7.26(日) ⑤21.10.21(水)～10.24(土) ③21.7.27(月)～7.30(木) ※上記、①～⑤のうち指定された1回を受講	21.4.1(水) 社会福祉研修主事部まで
2	社会福祉施設長資格認定 講習課程 (公立施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者 に対して、施設長として必要な知識及び技術について通 信教育により、必要な資格を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の者又は施設長に就任し ている者であって、施設長としての具体的要件を満た していない者	1 回	300 人	1 年 【面接授業5日】	①21.7.31(金)～8.4(火) ⑤21.11.2(月)～11.6(金) ②21.9.18(金)～9.22(火) ⑥21.11.19(木)～11.23(月) ③21.10.11(日)～10.15(木) ⑦21.11.28(土)～12.2(水) ④21.10.16(金)～10.20(火) ※民間施設長の面接授業と同時に実施 ※上記、①～⑦のうち指定された1回を受講	21.4.1(水) 社会福祉研修主事部まで
3	社会福祉法人経営者研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関 する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者	2 回	各 200 人	3 日	【経営管理コース】 21.4.24(金)～4.26(日) 【人事管理コース】 21.4.26(日)～4.28(火)	21.3.27(金) 21.3.27(金) 中央福祉学院まで
4	社会福祉施設長等サービス管理 研修課程	社会福祉施設の長等として必要な利用者サービスの管理 に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉施設の長等 (1)高齢者支援コース ①介護保険制度(第1回) ②認知症介護(第2回) (2)スキルアップコース ①マネジメントスキルアップ ②人材育成スキルアップ (3)障害者自立支援コース ①第1回 ②第2回 (4)子育て・次世代育成支援コース	2 回 2 回 2 回 1 回	200 人 200 人 200 人 200 人 100 人 100 人 100 人	3 日 2 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日	21.7.1(水)～7.3(金) 21.12.2(水)～12.4(金) 21.8.5(水)～8.7(金) 21.11.7(土)～11.9(月) 21.8.18(火)～8.20(木) 21.10.21(水)～10.23(金) 21.6.17(水)～6.19(金)	21.5.29(金) 21.10.30(金) 21.7.3(金) 21.10.2(金) 21.7.17(金) 21.9.18(金) 21.5.15(金) 中央福祉学院まで
5	介護福祉士実習指導者講習課程	介護福祉士養成カリキュラムの「介護実習Ⅱ」を指導する 社会福祉施設等の実習指導者に対して、必要な専門的知識 及び教育方法を修得させる。	介護福祉士資格を有し、実習施設における実習指導者 になろうとする者及び、実習施設における実習指導者	2 回	各 40 人	4 日	①21.11.24(火)～11.27(金) ②22.1.22(金)～1.25(月)	①21.9.25(金) ②21.11.20(金) 中央福祉学院まで
6	社会福祉士実習指導者講習課程	社会福祉士養成カリキュラムの「相談援助実習」を指導する 社会福祉施設等の実習指導者に対して、必要な専門的知識 及び教育方法を修得させる。	社会福祉士資格を有し、実習施設における実習指導者 になろうとする者及び、実習施設における実習指導者	2 回	各 40 人	3 日	①21.10.30(金)～11.1(日) ②22.2.20(土)～2.22(月)	①21.8.14(金) ②21.12.18(金) 中央福祉学院まで
7	児童福祉司資格認定 通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、 通信教育により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司 の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市の職員及び児 童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市町村の職 員で、学校教育法第87条による4年制大学を卒業した者、 又は平成21年3月卒業見込みの者	1 回	200 人	1 年 【面接授業5日】	21.10.5(月)～10.9(金)	21.4.1(水) 社会福祉研修主事部まで
8	社会福祉施設指導職員特別 研修課程	福祉サービスに従事する指導的職員(主任等)に対して、 専門的観点から指導・助言を行うスーパーバイザーとし ての能力の向上を図る。	社会福祉施設における主任相談職員、主任介護職員等 指導的職員 (1) 介護職員コース (2) 相談職員コース	1 回 1 回	120 人 120 人	3 日 3 日	【介護職員コース】 22.3.12(金)～3.14(日) 【相談職員コース】 22.1.29(金)～1.31(日)	22.2.12(金) 21.12.25(金) 中央福祉学院まで
9	「福祉職員生涯研修課程」 指導者養成研修課程	中央福祉学院が開発した「福祉職員生涯研修課程・標準 研修プログラム」に基づいた研修会を、各県社会福祉研 修実施機関が実施する際に必要な指導者を養成する。	各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推薦 する「福祉職員生涯研修課程」による研修指導予定者 及び研修指導経験者	1 回	50 人	4 日	21.4.17(金)～4.19(日)	21.4.3(金)

※都合により変更する場合があります。

平成21年度 社会福祉研修実施計画（案）（独自事業）

	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間等
1	社会福祉主事資格認定 通信課程 （民間社会福祉職員）	社会福祉主事として必要な知識及び技術を通信教育により修得させ資格を取得させる。	2回	3,900人	1年 〔面接授業5日〕	別途「開催要綱」にて通知する。
2	社会福祉施設長資格認定 講習課程 （民間社会福祉施設長）	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育により教授し資格を取得させる。	1回	700人	1年 〔面接授業5日〕	①21.7.31(金)～8.4(火) ⑤21.11.2(月)～11.6(金) ②21.9.18(金)～9.22(火) ⑥21.11.19(木)～11.23(月) ③21.10.11(日)～10.15(木) ⑦21.11.28(土)～12.2(水) ④21.10.16(金)～10.20(火) ※「公立施設長」の面接授業と同時実施
3	福祉施設長専門講座	社会福祉施設の機能強化推進に必要な専門的知識及び技術を修得させ、高度な実践能力を養成する。	1回	200人	1年 〔面接授業4日×2回〕	①21.6.27(土)～6.30(火) ②22.2.5(金)～2.8(月)
4	社会福祉士通信課程 〔社会福祉士一般養成施設〕	社会福祉士として必要な専門的学術的理論及び応用について、通信教育により教授し、社会福祉士国家試験の受験資格を与える。	1回	[20期] 600人 [21期] 320人	1年7カ月 〔面接授業7日×2回〕	第20期生・第2回 [A]7.21～7.8 [B]7.16～7.22 <実習まとめ> <21.7.1> <21.7.15> 第21期生・第1回 [A]7.21～8.24 [B]7.21～9.7 <実習指導> <21.8.18～8.20>
5	都道府県・指定都市社会福祉協議会管理職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識、及び技術の向上を図る。	1回	30人	3日	21.9.28(月)～30(水)
6	市区町村社会福祉協議会管理職員研修課程	市区町村社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識、及び技術の向上を図る。	1回	60人	3日	22.2.1(月)～2.3(水)
7	社会福祉協議会・社会福祉施設職員会計実務講座 〔通信課程〕	市区町村社協・社会福祉施設の新任会計実務担当者等に必要とされる社会福祉法人「新会計基準」に関する知識、及び介護報酬の請求実務等、会計実務能力の向上を図る。	1回	500人	6カ月 〔面接授業3日〕	22.2.2(火)～2.4(木) 22.2.14(日)～2.16(火) 22.2.28(日)～3.2(火) 22.3.3(水)～22.3.5(金) 22.3.3(水)～3.5(金) ※上記のうち1回を受講
8	都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関職員研修会	福祉研修担当職員として、必要な企画実施能力の修得を図る。	1回	60人	3日	21.5.9(土)～5.11(月)
9	職場研修担当者研修会	福祉の職場研修を進めるために必要な知識及び技術を修得させる。	1回 1回	各60人	4日 3日	21.4.20(月)～4.23(木) 21.9.5(土)～9.7(月)
10	「保育実習」(保育所・児童福祉施設等)担当職員研修会	保育士養成カリキュラムの保育実習を指導する実習施設の実習指導者に対して、必要な専門知識と指導技術を修得させる。	1回	50人	3日	21.9.30(水)～10.2(金)

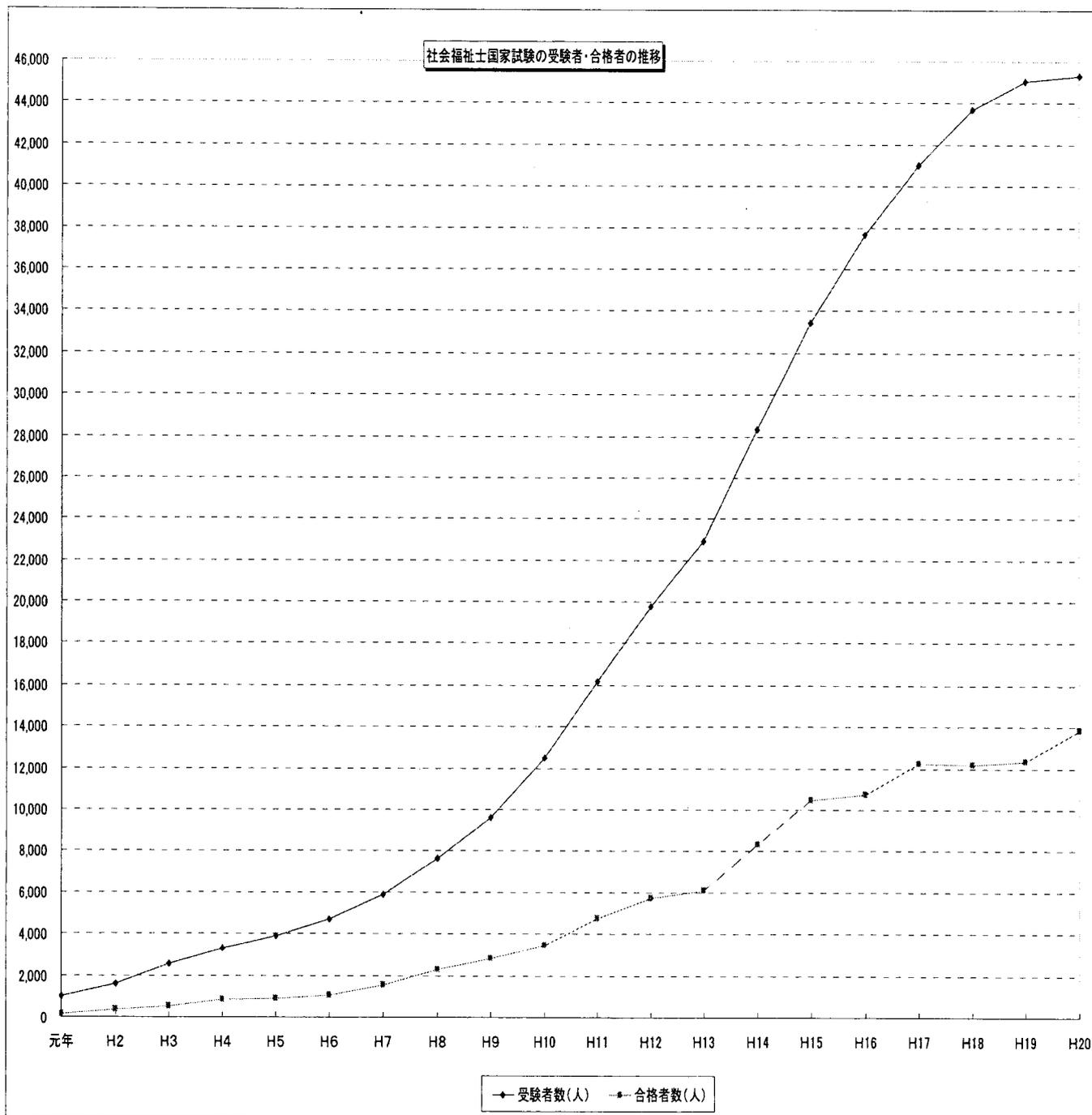
※都合により変更する場合があります。

## 7 国立保健医療科学院・平成21年度研修一覧

### 「受講申込期限一覧」

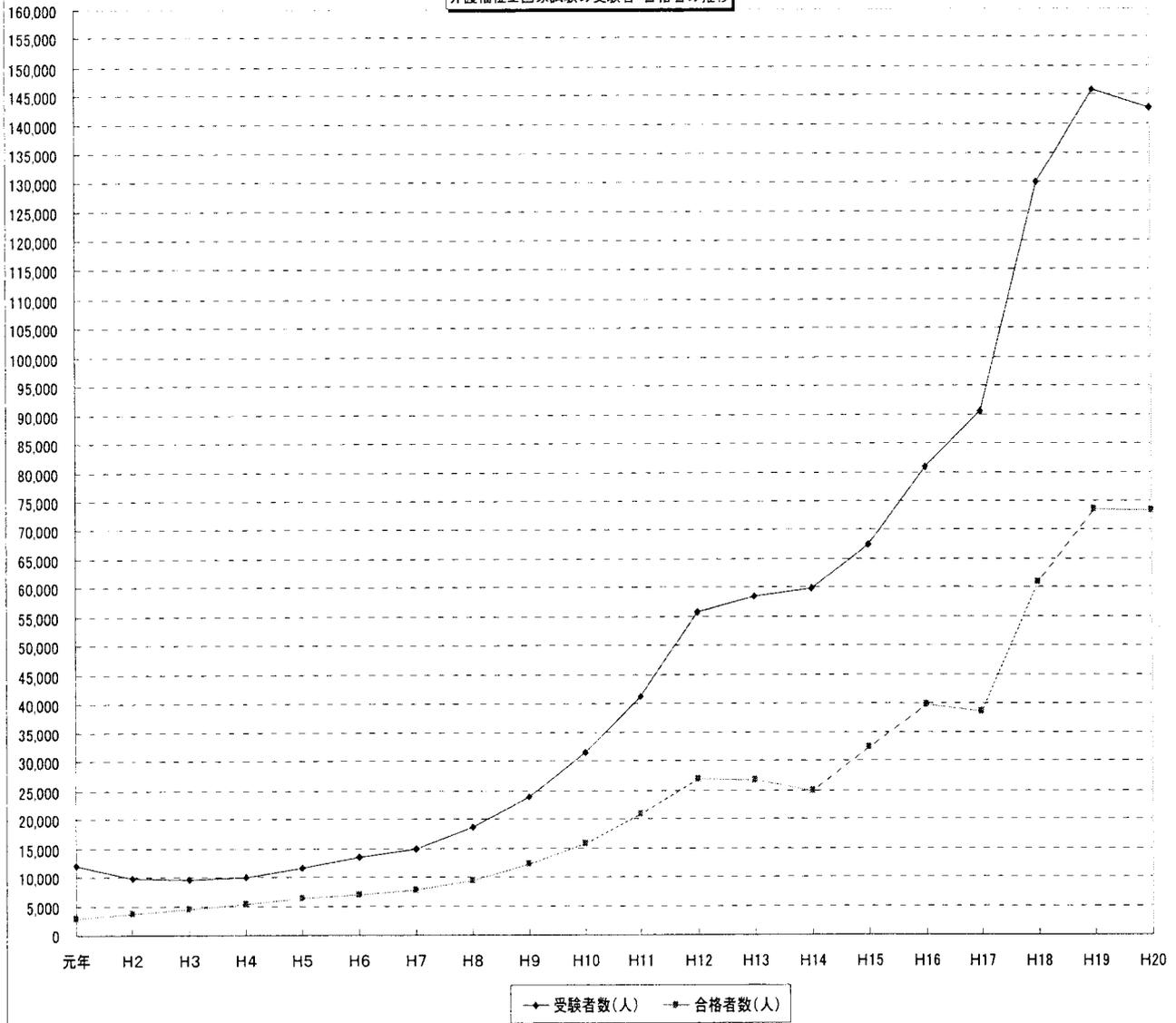
<p style="text-align: center;">申込期限及び提出先</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">研 修 名</p>	<p style="text-align: center;">受講申込書の提出期限</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">受講申込者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">社会福祉研修主管部（局）長</p>	<p style="text-align: center;">受講申込書及び受講希望者 連名簿の提出期限</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">社会福祉研修主管部（局）長</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">国立保健医療科学院長</p>
<p>(1) 都道府県・指定都市・中核市</p> <p style="padding-left: 20px;">指導監督職員研修</p> <p>① 社会福祉法人・老人福祉施設担当（第1回）</p> <p style="padding-left: 100px;">（第2回）</p> <p>② 社会福祉法人・児童福祉施設担当</p> <p>③ 社会福祉法人・障害者福祉施設担当</p> <p>④ 生活保護担当</p> <p>(2) 福祉事務所長研修</p> <p>(3) 生活保護自立支援研修担当育成研修</p> <p>(4) 児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司 合同研修</p>	<p>平成21年 4月10日（金）</p> <p>平成21年 4月10日（金）</p> <p>平成21年 4月24日（金）</p> <p>平成21年 5月 1日（金）</p> <p>平成21年 5月 1日（金）</p> <p>平成21年 7月17日（金）</p> <p>平成21年 5月22日（金）</p> <p>平成21年 5月15日（金）</p> <p>平成21年 9月18日（金）</p>	<p>平成21年 4月17日（金）</p> <p>平成21年 4月17日（金）</p> <p>平成21年 5月 1日（金）</p> <p>平成21年 5月 8日（金）</p> <p>平成21年 7月24日（金）</p> <p>平成21年 5月29日（金）</p> <p>平成21年 5月22日（金）</p> <p>平成21年 9月25日（金）</p>

## 8 社会福祉士及び介護福祉士国家試験の受験者・合格者の推移等



	元年	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	総計
受験者数(人)	1,033	1,617	2,565	3,309	3,886	4,698	5,887	7,633	9,649	12,535	16,206	19,812	22,962	28,329	33,452	37,657	41,044	43,701	45,022	45,324	386,321
合格者数(人)	180	378	528	874	924	1,049	1,560	2,291	2,832	3,460	4,774	5,749	6,074	8,343	10,501	10,733	12,241	12,222	12,345	13,865	110,923
合格率(%)	17.4	23.4	20.6	26.4	23.8	22.3	26.5	30.0	29.4	27.6	29.5	29.0	26.5	29.5	31.4	28.5	29.8	28.0	27.4	30.6	28.7

介護福祉士国家試験の受験者・合格者の推移



	元年	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	総計
受験者数(人)	11,973	9,868	9,516	9,987	11,628	13,402	14,982	18,544	23,977	31,567	41,325	55,853	58,517	59,943	67,363	81,008	90,602	130,034	145,946	142,765	1,028,800
合格者数(人)	2,782	3,664	4,498	5,379	6,402	7,041	7,845	9,450	12,163	15,819	20,758	26,973	26,862	24,845	32,319	39,938	38,576	60,910	73,606	73,302	493,132
合格率(%)	23.2	37.1	47.3	53.9	55.1	52.5	52.4	51.0	50.7	50.1	50.2	48.3	45.9	41.4	48.0	49.3	42.6	46.8	50.4	51.3%	47.9%

9 社会福祉士会・介護福祉士会会員数都道府県別一覧

(平成20年11月末現在) (単位:人)

	社会福祉士	介護福祉士
	(社) 日本社会福祉士会会員数	(社) 日本介護福祉士会会員数
北海道	1,333	1,317
青森県	367	580
岩手県	376	394
宮城県	407	515
秋田県	210	450
山形県	352	379
福島県	434	319
茨城県	427	629
栃木県	350	588
群馬県	477	660
埼玉県	1,089	624
千葉県	1,053	883
東京都	2,938	1,511
神奈川県	1,991	1,325
新潟県	844	1,608
富山県	318	1,641
石川県	368	1,224
福井県	309	502
山梨県	197	685
長野県	634	2,743
岐阜県	462	257
静岡県	908	1,525
愛知県	1,149	947
三重県	493	606
滋賀県	371	394
京都府	689	919
大阪府	1,569	2,703
兵庫県	1,128	1,526
奈良県	270	326
和歌山県	209	370
鳥取県	208	404
島根県	282	287
岡山県	513	1,569
広島県	775	1,146
山口県	488	1,616
徳島県	198	177
香川県	298	981
愛媛県	373	829
高知県	181	355
福岡県	1,135	3,167
佐賀県	148	414
長崎県	383	899
熊本県	542	483
大分県	372	1,517
宮崎県	254	1,633
鹿児島県	545	736
沖縄県	308	305
全国計	28,725	44,668

## 10 都道府県社会福祉士会名簿

都道府県	郵便番号	事務局連絡先		TEL
北海道	001-0010	北海道札幌市北区北十条西4丁目1	在宅サッポロSCビル2F	011-717-6886
青森	030-0822	青森県青森市中央3-20-30	県民福祉プラザ5F	017-723-2560
岩手	020-0134	岩手県盛岡市南青山町13-30	青山和敬荘内	019-648-1411
宮城	981-0935	宮城県仙台市青葉区三条町10-19	PROP三条館内	022-233-0296
秋田	010-0922	秋田県秋田市旭北栄町1-5	秋田県社会福祉会館内	018-896-7881
山形	990-0021	山形県山形市小白川町2-3-31	山形県総合社会福祉センター内	023-615-6565
福島	979-1161	福島県双葉郡富岡町夜の森南5-6-1	渡辺さちお社会福祉士事務所気付	0240-22-7758
茨城	310-0851	茨城県水戸市千波町1918	茨城県総合福祉会館5F	029-244-9030
栃木	320-8508	栃木県宇都宮市若草1-10-6	とちぎ福祉プラザ内 とちぎソーシャルワーク共同事務所	028-600-1725
群馬	379-2161	群馬県前橋市富田町1808-4		027-212-8388
埼玉	338-0003	埼玉県さいたま市中央区本町東1-2-5	ベルメゾン小島103	048-857-1717
千葉	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4-3	千葉県社会福祉センター4階	043-238-2866
東京	102-0072	東京都千代田区飯田橋4-7-6	カクエイビル4階	03-5215-7365
神奈川	221-0844	神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2	神奈川県社会福祉会館3階	045-317-2045
新潟	950-8575	新潟県新潟市上所2丁目2-2	新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5502
山梨	400-0073	山梨県甲府市湯村2-6-20	ハイツオザワ202	055-254-3531
長野	380-0836	長野県長野市南長野南県町1001-3ロワール丸ビル4階	長野県社会福祉団体合同事務所内	026-229-6621
富山	939-0341	富山県射水市三ヶ579	富山福祉短期大学内	0766-55-5572
石川	920-2144	石川県白山市大竹町口17-1	高齢者専用住宅シニアホーム香林苑内	076-272-2244
福井	910-0026	福井県福井市光陽4-2-26	県浴場会館2階6号室	0776-27-0688
岐阜	500-8261	岐阜県岐阜市茜部大野2-219		058-277-7216
静岡	420-0024	静岡県静岡市葵区中町24-2	若杉ビル3F	054-252-9877
愛知	460-0012	愛知県名古屋市中区千代田5-21-3	サンマンション鶴舞402	052-264-0687
三重	514-0003	三重県津市桜橋2-131	三重県社会福祉会館4階	059-228-6008
滋賀	520-2352	滋賀県野洲市富波乙681-55		077-518-2640
京都	602-8143	京都府京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之町519	京都社会福祉会館2F	075-803-1574
大阪	542-0012	大阪府大阪市中央区谷町7-4-15	大阪府社会福祉会館内	06-4304-2772
兵庫	651-0062	兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-18	兵庫県福祉センター内	078-232-4590
奈良	630-8253	奈良県奈良市内侍原町8番地	ソメカワビル2階	0742-26-2757
和歌山	640-8323	和歌山県和歌山市太田421-1	駅前東ビル4階F室	073-473-1753
鳥取	689-0201	鳥取県鳥取市伏野1729-5	鳥取県社会福祉協議会内	0857-59-6334
島根	699-1621	島根県仁多郡奥出雲町上阿井424-1	特別養護老人ホームあいサンホーム内	0854-56-0081
岡山	700-0975	岡山県岡山市今3-3-5	田村様方	090-3636-9559
広島	732-0816	広島県広島市南区比治山本町12-2	広島県社会福祉会館内	082-254-3019
山口	753-0072	山口県山口市大手町9-6	社会福祉会館内	083-928-6644
徳島	771-1203	徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前155-2		088-693-1370
香川	762-0084	香川県丸亀市飯山町上法軍寺2600	特別養護老人ホーム紅山荘内	0877-98-2781
愛媛	791-8012	愛媛県松山市姫原2-3-21	NPO法人家族支援フォーラム内	089-922-1937
高知	781-1105	高知県土佐市蓮池790-3		088-828-5922
福岡	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前3-9-12	アイビーコートⅢビル601号	092-483-2944
佐賀	849-0935	佐賀県佐賀市八戸溝1丁目15-3	佐賀県社会福祉士会館	0952-36-5833
長崎	852-8104	長崎県長崎市茂里町3-24	長崎県総合福祉センター県棟5階	095-848-6012
熊本	860-0811	熊本県熊本市本荘2-3-8	熊本乳児院内	096-371-1396
大分	875-0222	大分県臼杵市野津町大字吉田字仮屋3026		0974-24-3340
宮崎	880-0014	宮崎県宮崎市鶴島2-9-6	宮崎NPOハウス301	0985-86-6111
鹿児島	890-8517	鹿児島県鹿児島市鴨池新町1-7	鹿児島県社会福祉センター内	099-213-4055
沖縄	900-0023	沖縄県那覇市楚辺2-24-24	ケイズコート2階	098-836-8201

# 1 1 都道府県介護福祉士会名簿

都道府県	郵便番号	事務局所在地		電話番号
北海道	001-0010	北海道札幌市北区北十条西4-1	SCビル2階	011-707-4700
青森	030-0822	青森市中央3-20-30	県民福祉プラザ5階	017-731-2006
岩手	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手	岩手県社会福祉協議会 福祉人材研修課	019-637-4527
宮城	981-8523	仙台市青葉区国見1-19-1	東北福祉大学ステーションキャンパス3F	022-393-8557
秋田	019-1541	仙北郡美郷町土崎上野乙102-30	畠山 朋寿 様方	090-2027-0294
山形	990-0021	山形市小白川町2丁目3番31号	山形県総合社会福祉センター内	023-615-6565
福島	963-1303	郡山市熱海町玉川字横川56	六角 泉 様方	024-984-0210
茨城	312-0022	ひたちなか市金上562-1	ひたちなか市社会福祉協議会内	029-354-5221
栃木	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	とちぎソーシャルワーク共同事務所	028-600-1725
群馬	371-8525	前橋市新前橋町13-12	群馬県社会福祉協議会 利用支援グループ内	027-255-6226
埼玉	330-0056	さいたま市浦和区東仲町4-16	ヘルゾーネK・M 1-D号	048-871-2504
千葉	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3	千葉県社会福祉センター3F	043-248-1451
東京	135-0003	江東区猿江1-3-7	パーク・ノヴァ猿江恩賜公園102	03-5624-2821
神奈川	221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2	神奈川県社会福祉会館内	045-311-8776
新潟	950-0994	新潟市上所2-2-2	新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5531
富山	939-8084	富山市西中野1-1-18	オフィス西中野1F	076-422-2442
石川	920-0964	金沢市本多町3-1-10	石川県社会福祉会館内	076-234-1151
福井	910-2178	福井市裾野町10-17	金牧裕美 様方	0776-24-0086
山梨	400-0203	南アルプス市徳永175-41	市川 あや子 様方	055-285-6488
長野	380-0836	長野市南長野南泉町1001-3	陽光丸ビル4階	026-223-6670
岐阜	501-6063	羽島郡笠松町長池396-2	奥村 昇 様方	058-387-6347
静岡	420-0024	静岡市葵区中町24-2	若杉ビル2F	054-253-0818
愛知	492-8137	稲沢市国府宮3-4-11	第二児玉荘101号	0587-32-0554
三重	514-8552	津市桜橋2-131	三重県社協 サービス支援部内	059-271-9918
滋賀	525-0014	草津市駒井沢町302		077-568-1758
京都	602-8143	京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之町519	京都社会福祉会館 2階	075-801-8060
大阪	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15	大阪社会福祉会館内	06-6766-3633
兵庫	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-18	兵庫県福祉センター1F	078-232-4590
奈良	634-0063	橿原市久米町569	ヒロタウエストゲート405	0744-35-5286
和歌山	646-0012	田辺市神島台6-1	真寿苑	0739-22-3639
鳥取	689-0201	鳥取市伏野1729-5	鳥取県立福祉人材センター内	0857-59-6336
島根	693-0031	出雲市古志町906	有限会社介護の相談 森山内	0853-24-8883
岡山	700-0813	岡山市石関町2-1	岡山県総合福祉会館5階	086-222-3125
広島	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	広島県社会福祉協議会内	082-254-3016
山口	753-0072	山口市大手町9-6	山口県社会福祉協議会内	083-924-2783
徳島	779-3105	徳島市国府町東高輪字天満369-1	徳島健祥会福祉専門学校内	088-642-9666
香川	762-0044	坂出市本町3-5-26	トマトマンション203	0877-46-0143
愛媛	790-8553	松山市持田町3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館2F	愛媛県社協 福祉振興班内	089-921-8566
高知	780-8567	高知市朝倉戊375-1	高知県社会福祉協議会	088-844-3511
福岡	812-0012	福岡市博多区博多駅中央街7-1	シック博多駅前ビル5F	092-474-7015
佐賀	846-0002	多久市北多久町大字小侍869		0952-75-3292
長崎	852-8555	長崎市茂里町3-24	長崎県総合福祉センター県棟4F	095-842-1237
熊本	862-0950	熊本市水前寺6-41-5	千代田レジデンス県庁東210号室	096-384-7125
大分	870-0921	大分市萩原4-8-58	大分県整骨会館3F	097-551-6555
宮崎	880-0014	宮崎市鶴島2-9-6	NPOハウス3階304	0985-22-3710
鹿児島	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	県社会福祉センター4F	099-206-3050
沖縄	903-0804	那覇市首里石嶺町4-373-1	沖縄県総合福祉センター 西棟4F	098-887-3344



## 福祉・介護人材確保対策について

(平成20年度補正予算・平成21年度当初予算案等)

平成21年2月17日

厚生労働省

### 【 目 次 】

1. 全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2～P8
2. 雇用管理改善等に関する取組・・・・・・・・P9～P13
3. 従事者の能力開発等に関する取組・・・・・・・・P14～P35
4. 福祉・介護人材の参入促進等に関する取組・・・・・・・・P36～P48
5. 介護報酬の改定・・・・・・・・・・・・・・・・P49～P54
6. 母子家庭の母親に対する資格取得支援・・・・・・・・P55～P56

# 全体像

## 福祉・介護人材確保対策の全体像 (平成20年度補正予算・平成21年度予算案)

### 1. 福祉・介護サービス事業者を対象としたもの

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額(案)	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
雇用管理の改善のための相談援助事業	雇用管理の改善に関する専門的な相談援助、雇用管理者講習等を実施。	財団法人介護労働安定センター	既存	平成21年度予算案 4.9億円	財団法人介護労働安定センター各支部(所)	職業安定局 雇用政策課 介護労働対策室 介護労働対策係 (内線:5785)	P11
介護人材確保職場定着支援助成金	雇用管理改善を担う特定労働者又は介護関係業務の未経験者を雇い入れた場合に一定額を助成。	厚生労働省	新規	平成21年度予算案 116.8億円	都道府県労働局	職業安定局 雇用政策課 介護労働対策室 介護労働対策係 (内線:5785)	P10 P12
介護労働者設備等整備モデル奨励金	介護福祉機器(移動リフト等)を導入した場合に一定額を助成。	厚生労働省	新規	平成21年度予算案 18.8億円	都道府県労働局	職業安定局 雇用政策課 介護労働対策室 介護労働対策係 (内線:5785)	P10 P13
雇用管理制度等導入奨励金	キャリアアップ、処遇改善等のための各種人事制度を導入又は見直しを行い、かつ、雇用管理改善事業を実施した場合に、一定額を助成。	財団法人介護労働安定センター	新規	平成21年度予算案 2億円	財団法人介護労働安定センター各支部(所)	職業安定局 雇用政策課 介護労働対策室 介護労働対策係 (内線:5785)	P10
介護雇用管理改善推進委託費	人材確保対策、各種の雇用管理改善対策、介護労働への理解・関心を高めるための事業等を委託。(企画提案型)	厚生労働省	新規	平成21年度予算案 6.8億円	都道府県労働局 全国規模の団体は、右記の担当課	職業安定局 雇用政策課 介護労働対策室 介護労働対策係 (内線:5785)	P11
介護能力開発アドバイザー等による相談援助	事業主を対象に従業員の能力開発に関する相談援助等を行う。	厚生労働省(財団法人介護労働安定センター)	既存 (一部新規)	平成21年度予算案 介護労働者能力開発事業9.5億円の内数	財団法人介護労働安定センター各支部(所)	職業能力開発局 能力開発課 介護労働係 (内線:5929)	P15 ~ P16

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額(案)	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
キャリア形成促進助成金	訓練計画に基づき、事業主がその雇用する従業員に対して実施した職業訓練の経費等について一部助成。	独立行政法人雇用・能力開発機構	既存	平成21年度予算案 59.9億円	独立行政法人雇用・能力開発機構 都道府県センター	職業能力開発局 育成支援課 援助業務係 (内線:5938)	P19 ～ P20
ジョブ・カード制度における雇用型訓練	正社員経験の少ない者を雇用し、訓練計画に基づき座学と企業実習の機会を提供する事業主について、訓練経費や訓練期間中の資金を助成。	厚生労働省	既存	平成21年度予算案 21.1億円 (上記キャリア形成促進助成金の内数)	地域ジョブ・カードセンター(県庁所在地等の商工会議所)	職業能力開発局 実習併用職業訓練推進室 実習併用職業訓練係 (内線:5913)	P21 ～ P24
複数事業所連携事業 ※1	小規模事業所が連携して、合同採用や合同研修等の取組を行った場合に一定額を助成。	都道府県(委託可)	新規	平成20年度補正予算 205億円(※1～※4の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P42
実習受入施設ステップアップ事業	一定の要件を満たす優良な実習施設が中心となって、地域の実習施設と連携を図りつつ、講習会や実践事例報告会等の取組を行った場合に一定額を助成。	都道府県(委託可)	新規	平成21年度予算案 セーフティネット事業 費補助金210億円 の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P45
介護報酬のプラス3%改定による介護従事者の処遇改善	介護従事者の処遇改善を図るため、負担の大きな業務や専門性の高い人材への報酬上の評価を導入。	-	既存	-	-	老健局 老人保健課 企画法令係 (内線:3949)	P50 ～ P54

4

## 2. 福祉・介護サービス従事者を対象としたもの

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額(案)	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
教育訓練給付制度	従事者の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図るため、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に、教育訓練経費の一定額を雇用保険から支給。	厚生労働省	既存	平成21年度予算案 62億円	《講座指定について》 中央職業能力開発協会 《受給について》 公共職業安定所 (ハローワーク)	《講座指定について》 職業能力開発局 育成支援課 教育訓練講座係 (内線:5933) 《受給について》 職業安定局 雇用保険課企画係 (内線:5763)	P33 ～ P35
介護能力開発アドバイザー等による相談援助(再掲)	在職者を対象とした能力開発に関する相談援助等を行う。	厚生労働省(財団法人介護労働安定センター)	既存(一部新規)	平成21年度予算案 介護労働者能力開発事業 9.5億円の内数	財団法人介護労働安定センター各支部(所)	職業能力開発局 能力開発課介護労働係 (内線:5929)	P15 ～ P16
福祉・介護人材定着支援事業	就職して間もない従事者に対する巡回相談等の実施。	都道府県(委託可)	新規	平成21年度予算案 セーフティネット事業 費補助金210億円 の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P44
福利厚生センター運営事業	福利厚生センターの運営に対する補助を通じた福利厚生事業の支援。	社会福祉法人福利厚生センター	既存	平成21年度予算案 1.1億円	福利厚生センター都道府県事務局(都道府県社会福祉協議会等)	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P47

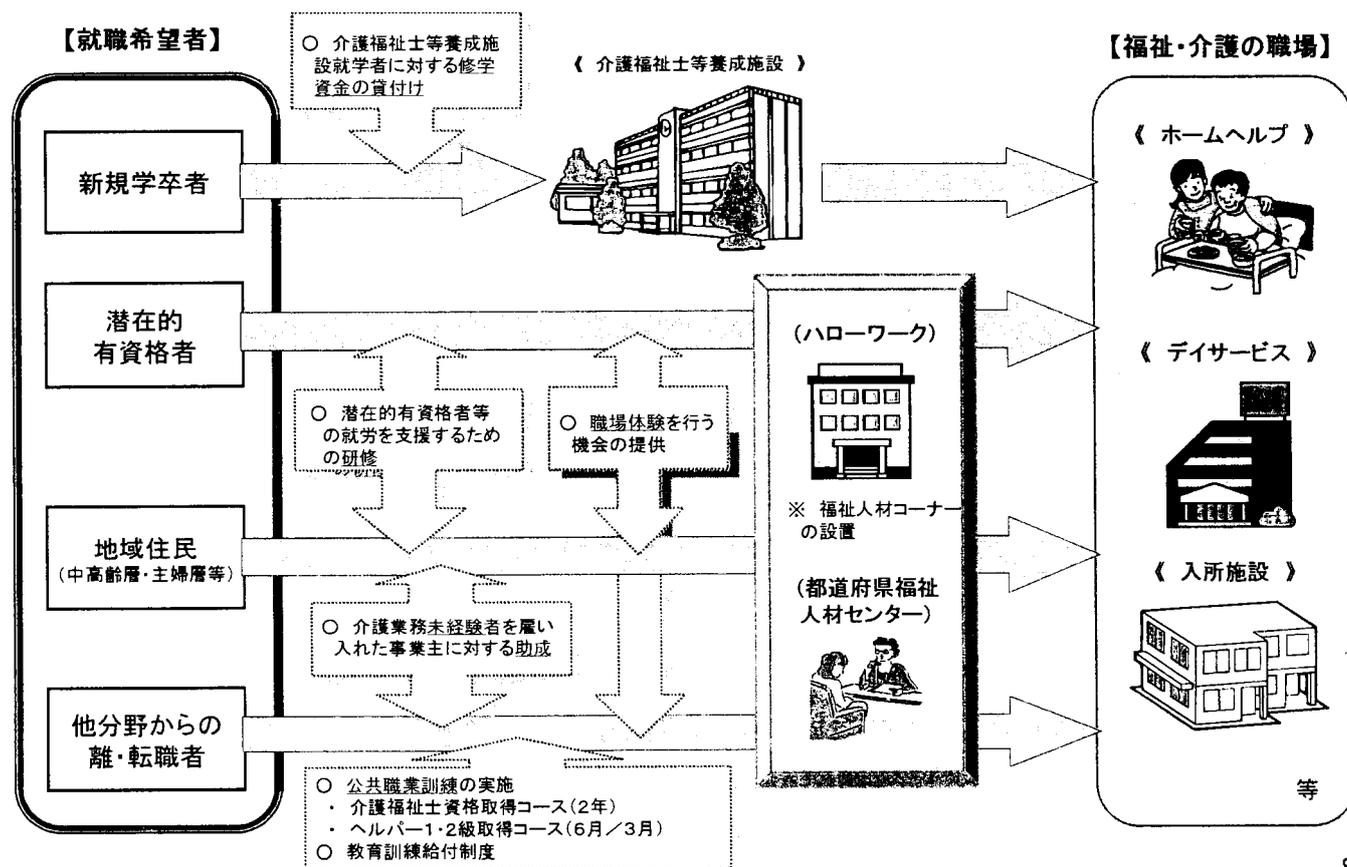
### 3. 福祉・介護の仕事に関心を有する者を対象としたもの

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額(案)	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
福祉人材確保重点プロジェクト	全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー(仮称)」を設置し、関係機関との連携を強化する。	厚生労働省	新規	平成21年度予算案 7.4億円	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業安定局 総務課首席職業指導 官室 職業紹介第2係 (内線:5779)	P11
介護職員基礎研修 (500時間コース)の実施	公共職業安定所長から受講指示を受けた離職者を対象とした介護職員基礎研修(500時間コース)を実施する。	厚生労働省(財団法人介護労働安定センター)	既存	平成21年度予算案 介護労働者能力開発 事業9.5億円の内数	財団法人介護労働 安定センター各支部 (所)	職業能力開発局 能力開発課 介護労働係 (内線:5929)	P17
離職者訓練における長期訓練の実施	介護福祉士及びホームヘルパー1級の養成に係る離職者訓練を新たに創設。	厚生労働省	新規	平成21年度予算案 51億円	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業能力開発局 能力開発課 企画調整係 (内線:5924)	P25 ~ P32
離職者訓練における3ヶ月訓練定員の拡充	ホームヘルパー2級の養成に係る離職者訓練の定員を拡充。	厚生労働省	既存 (一部新規)	平成21年度予算案 5億円	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業能力開発局 能力開発課 企画調整係 (内線:5924)	P25 ~ P32
ジョブ・カード制度における雇用型訓練(再掲)	正社員経験の少ない者を雇用し、訓練計画に基づき座学と企業実習の機会を提供する事業主について、訓練経費や訓練期間中の賃金を助成。	厚生労働省	既存	平成21年度予算案 21.1億円 (キャリア形成促進 助成金の内数)	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業能力開発局 実習併用職業訓練推 進室 実習併用職業訓練係 (内線:5913)	P21 ~ P24
介護福祉士等修学資金貸付事業	介護福祉士養成施設等へ就学を希望する者に対する修学資金の貸付け。	都道府県社会福祉協議会等	新規	平成20年度補正予算 320億円	都道府県社会福祉協議会等	社会・援護局 福祉基盤課 資格試験係 (内線:2849)	P38 ~ P39
進路選択等学生支援事業※2	学生や教員に対し、福祉・介護の仕事の魅力を伝えるための相談・助言を実施。	都道府県(介護福祉士養成施設等へ委託可)	新規	平成20年度補正予算 205億円(※1~※4 の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P40
潜在的有資格者等養成支援事業※3	潜在的有資格者等の再就労を促進するための研修を実施。	都道府県(介護福祉士養成施設等へ委託可)	新規	平成20年度補正予算 205億円(※1~※4 の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P41

6

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額(案)	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
職場体験事業※4	福祉・介護の職場体験の機会の提供。	都道府県(都道府県福祉人材センターへ委託可)	新規	平成20年度補正予算 205億円(※1~※4 の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P43
福祉人材確保重点事業(都道府県福祉人材センターバンク)	都道府県福祉人材センターによる福祉・介護人材確保のための取組を支援。	都道府県	新規	平成21年度予算案 セーフティネット事業 費補助金210億円 の内数	各都道府県福祉人材センター・バンク	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P48
高等技能訓練促進費等事業	介護福祉士等の資格を取得するために養成機関に通う母子家庭の母に対して、一定期間給付金を支給する等する事業。 ※平成21年2月から支給期間を延長(20年度第2次補正)	都道府県、市、福祉事務所設置町村	既存	平成20年度補正後 24億円の内数 (母子家庭等対策 総合支援事業費の 内数)	都道府県、市、福祉事務所設置町村	雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課 母子家庭等自立支援室 母子就業支援係 (内線:7892)	P56

## 対象者ごとに見た福祉・介護人材確保対策



8

## 雇用管理改善等に関する取組

## 介護労働者雇用管理改善等の主要関連施策について

(平成21年度予算案 159億円)

### <介護関係助成金の概要>

#### 1 介護人材確保職場定着支援助成金(仮称)(116.8億円)【新規】

##### ●特定人材対策(18.2億円)

雇用管理改善に関連する業務を担う人材として、特定労働者(訪問介護員(1級)等の資格を有し、実務経験が1年以上ある者等)を雇い入れた場合に助成。

☆助成内容:特定労働者1人当たり6箇月で70万円まで助成(ただし、1事業主につき3人まで)。

##### ●未経験者対策(98.6億円)【平成20年度第1次補正により12/1から実施した分及び20年度第2次補正による拡充分を含む。】

介護サービスに従事する者として、介護関係業務の未経験者(新規学卒者を除く。)を雇用保険一般被保険者(短時間労働者を除く。)として雇い入れた場合に助成。

☆助成内容:6箇月以上定着した場合に、未経験者1人当たり25万円まで、さらに6箇月以上定着した場合、合わせて1年間で50万円(年長フリーター等の場合100万円)まで助成。

#### 2 介護労働者設備等整備モデル奨励金(仮称)(18.8億円)【新規】(平成20年度第2次補正による拡充分を含む。)

介護労働者の作業負担軽減や腰痛対策のため、事業主が介護福祉機器(移動リフト等)の導入・運用計画を提出し、厚労省の認定を受けて導入した場合に助成。

☆助成内容:介護福祉機器導入に係る所要経費の1/2を助成(上限250万円まで)。

#### 3 雇用管理制度等導入奨励金(仮称)(2億円)【新規】

介護関係事業主が、キャリアアップ、処遇改善等のための各種人事制度を導入(既存の制度の見直しを含む。)・運用(必須)し、かつ、採用・募集、健康管理等の雇用管理改善事業を実施した場合に、その費用の一部を助成。

☆助成内容:各種人事制度の導入(10/10)、それ以外は経費の1/2を助成(上限100万円まで)。

10

#### 4 介護雇用管理改善推進委託費(仮称)(6.8億円)【新規】

介護関係事業主団体や地方公共団体等に対して、人材確保対策や雇用管理改善対策、イメージアップ対策のための事業を委託(企画提案型)。

☆委託内容:全国的なモデル事業に対しては上限3千万円、地域の事業主団体等が行う取組に対しては上限500万円を委託(1事業当たり)。

#### ◎介護分野における労働力需給調整機能の整備、強化 「福祉人材確保重点プロジェクト(仮称)」の推進等による福祉人材確保対策の強化(7.4億円)【新規】

ハローワークに「福祉人材コーナー(仮称)」を設置し、関係機関との連携による潜在有資格者等の掘り起こしや、きめ細かな職業相談、職業紹介、求人者への助言、指導等により、福祉・介護サービス分野の人材確保対策を強化する。

#### ◎雇用管理の改善のための相談援助事業(4.9億円)

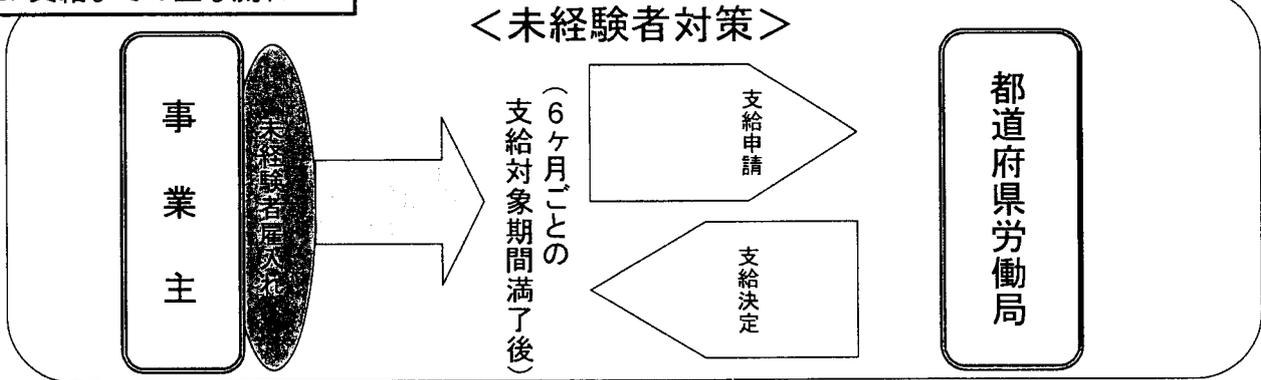
介護労働安定センターの支部に介護労働サービスインストラクターを配置し、雇用管理の改善等についての相談援助や介護関連情報の収集・提供を行うとともに、雇用管理コンサルタントによる専門的な相談援助や介護労働者の実態調査、雇用管理者講習等を実施。

## 介護未経験者確保等助成金

### 1. 概要

介護関係業務の未経験者(新規学卒者を除く。)を雇用保険一般被保険者(ただし、短時間労働者を除く。)として雇い入れ、6ヶ月以上定着した場合に、未経験者1人あたり25万円、さらに6ヶ月以上定着した場合、合わせて50万円まで助成。(平成20年12月1日より実施)。  
また、平成20年度第2次補正予算の成立に伴い、介護業務未経験者のうち、いわゆる年長フリーター等(25歳以上40歳未満)を雇い入れた場合は、通常の倍額を助成。(制度を拡充)。

### 2. 支給までの主な流れ



※ この資料は、制度の概要を説明したものです。

支給要件等の詳細については、平成20年12月1日以降、最寄りの都道府県労働局に、お問い合わせください。

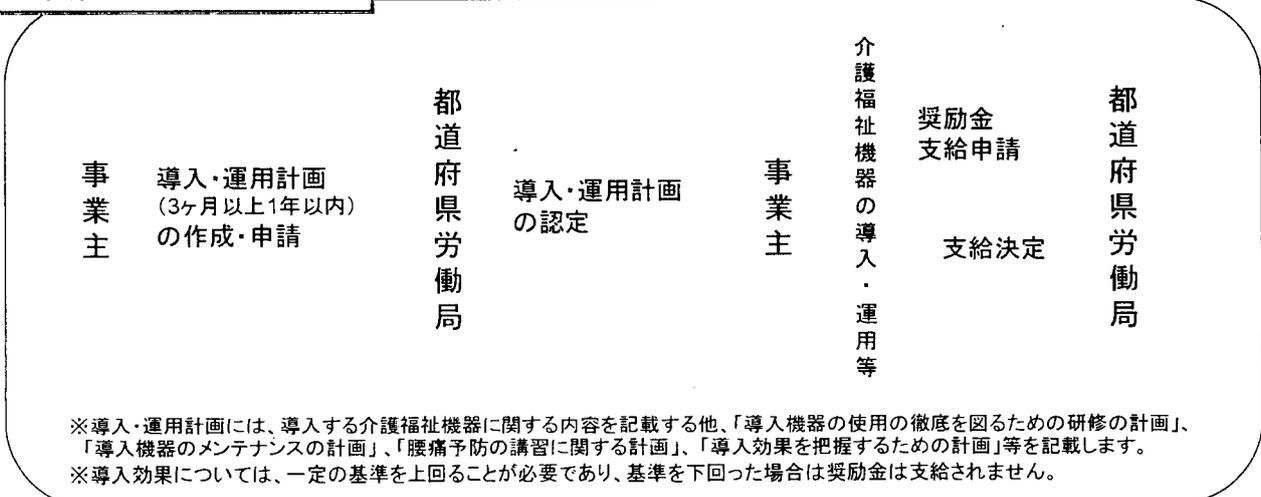
12

## 介護労働者設備等整備モデル奨励金

### 1. 概要

介護労働者の作業負担軽減や腰痛対策のため、事業主が介護福祉機器(移動用リフト等)について、導入・運用計画を提出し、都道府県労働局の認定を受けて導入・運用した場合に、所要経費の1/2を助成(上限250万円まで)。

### 2. 支給までの主な流れ



※導入・運用計画には、導入する介護福祉機器に関する内容を記載する他、「導入機器の使用の徹底を図るための研修の計画」、「導入機器のメンテナンスの計画」、「腰痛予防の講習に関する計画」、「導入効果を把握するための計画」等を記載します。

※導入効果については、一定の基準を上回ることが必要であり、基準を下回った場合は奨励金は支給されません。

※ この資料は、制度の概要を説明したものです。

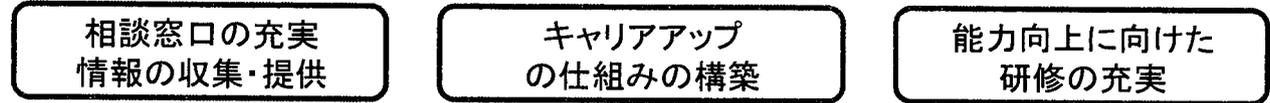
支給要件等の詳細については、平成21年2月6日以降、最寄りの都道府県労働局に、お問い合わせください。

13

# 従事者の能力開発等に関する取組

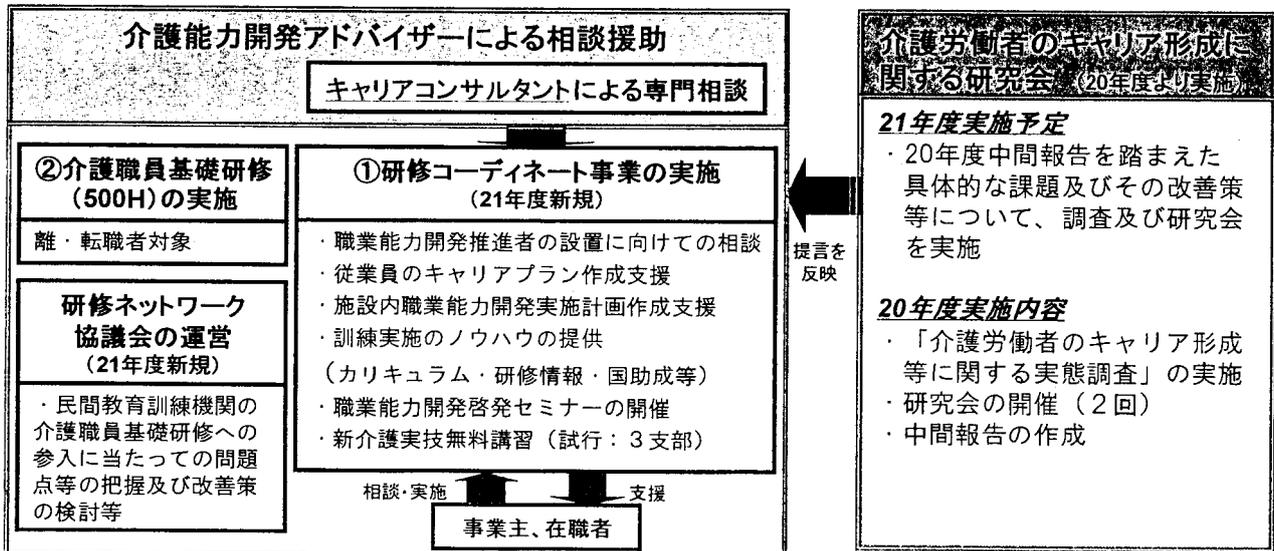
## 介護労働者の能力開発における今後の支援について

【主な課題】



在職者のためのキャリア形成支援が必要

21年度 (財)介護労働安定センター 能力開発業務 (交付金事業)



## ①研修コーディネート事業の実施(21年度新規)

- 目的：在職者の能力開発を推進するために、研修等の相談・情報提供機能の充実を図る。
- 概要：(財)介護労働安定センター全国47支部(所)の介護能力開発アドバイザー、相談内容に応じては非常勤のキャリアコンサルタントが訪問、来所、電話、メール等を通じて、相談・支援等を行う。
- 対象者：事業主、在職者

### 主な内容(計画)

#### 事業主対象

施設内職業能力開発実施計画作成支援	職業能力開発啓発セミナー等を開催し、職業能力開発計画を策定できる人材の育成支援および、職業能力開発推進者の設置に向けての相談・情報提供
職業能力開発推進者の設置に向けての相談	
従業員のキャリアプランの作成支援	介護能力開発アドバイザーの相談に加え、キャリアコンサルタントを活用した従業員の人材育成に係る効果的な研修計画の策定、専門相談の実施等
訓練実施ノウハウの提供	研修カリキュラム、研修情報、国等公的機関の助成制度の活用などの情報提供

#### 在職者対象

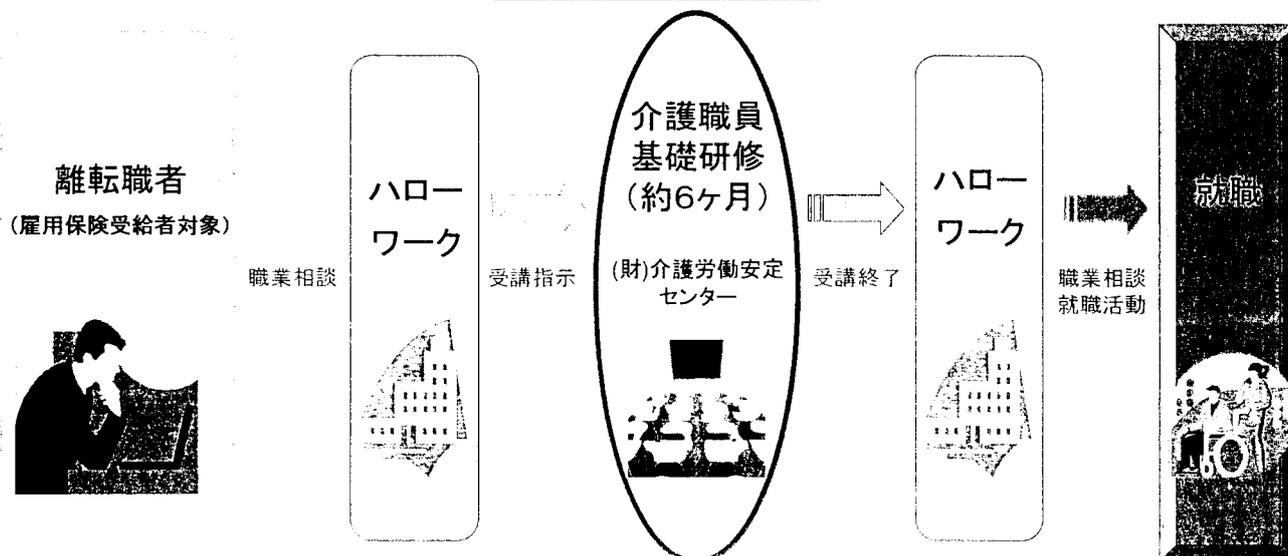
キャリアコンサルタントによる専門相談	キャリアコンサルタントを活用した、個々に応じたキャリアプラン作成、キャリアアップに効果的な研修等の相談及び情報提供
新介護実技無料講習(3支部)	在職者の段階的キャリアアップに向けた無料講習会の試行実施

16

## ②介護職員基礎研修(500時間)の実施

- 目的：介護分野への就職を希望する離転職者に対し、介護に従事する者が行う業務全般に関する専門的な知識及び技術を修得させ、安定した就労を目指す。
- 対象者：離転職者(雇用保険受給者対象) 2,200人(21年度計画数)

### 就職までの主な流れ



17

## (参考)介護労働安定センターの概要

### 1 センターの設立

- (1) 設立年月日  
平成4年4月1日
- (2) 厚生労働大臣の指定  
平成4年7月1日「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づき、介護労働安定センターとして指定を受ける。
- (3) 設立の目的  
介護関係業務に従事する労働者について、雇用管理の改善、能力の開発及び向上、労働力の需給調整に対する支援等を行うために必要な事業を実施することにより、介護労働者の職業の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。

### 2 組織等(平成20年4月1日現在)

- (1) 組織  
本部、支部(47支部(所))
- (2) 役職員数  
役員(常勤) 1名 職員148名

### 3 業務の概要

- (1) 介護労働者の雇用及び福祉に関する情報、資料の収集及び提供を行うこと。
- (2) 介護労働者に対して、その職業及び生活の安定を図るために必要な援助を行うこと。
- (3) 介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上に関する調査研究を行うこと。
- (4) 事業主その他の関係者に対して介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上に関する相談その他の援助を行うこと。
- (5) 介護労働者等に対して、必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練を行うこと。
- (6) 介護労働者に係る求職情報の収集整理及び提供を行うこと。
- (7) 介護雇用管理助成金を支給すること。
- (8) その他、介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るために必要な事業を行うこと。

### 4 根拠法令

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律 第15条、第17条及び第18条

18

## キャリア形成促進助成金

### 1 概要

事業主が、その雇用する労働者等について、職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価を実施した場合に支給する助成金。(支給機関:独立行政法人雇用・能力開発機構)

### 2 助成金の種類

- ① 訓練等支援給付金 (別添参照)
- ② 職業能力評価推進給付金  
年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に対して、職業能力の開発及び向上に資するものとして厚生労働大臣が定めるものであって、当該事業主以外の者が行う職業能力検定を受けさせる場合の助成  
→ 受験に要した経費及び受験期間中に支払った賃金の3/4
- ③ 地域雇用開発能力開発助成金  
地域雇用開発促進法に基づき「同意雇用開発促進地域」内に事業所が所在する事業主であって、当該地域内等に居住する求職者を雇い入れ、年間職業能力開発計画に基づき、職業訓練を受けさせる場合の助成  
→ 職業訓練(OJTを除く。)に要した経費の1/2 (中小企業2/3)  
職業訓練(OJTを除く。)期間中に支払った賃金の1/2 (中小企業2/3)
- ④ 中小企業雇用創出等能力開発助成金  
中小企業労働力確保法の改善計画の認定を受けた認定組合の構成中小企業者等であって、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に対して、職業訓練を受けさせる場合等の助成  
→ 職業訓練(OJTについては外部講師の謝金に限る。)に要した経費の1/2 (小規模事業主2/3)  
労働者の申出による教育訓練について事業主が負担した経費の1/2  
職業訓練(OJTを除く。)期間中に支払った賃金の1/2 (小規模事業主2/3)  
労働者の申出による教育訓練について休暇期間中に支払った賃金の1/2  
※ 小規模事業主: 常時雇用する労働者の数が20人を超えない中小企業者

19

# 訓練等支援給付金の概要

次の①又は②のいずれかに該当する場合に助成。

## ① 事業内職業能力開発計画等を策定し、その雇用する労働者等に職業訓練を受けさせる場合

【受給できる額】 ※ 訓練経費及び賃金に係るものに限る。

- i その雇用する労働者に職業訓練を受けさせる中小企業事業主 → OFF-JTの経費・賃金の1/2
- ii その雇用する非正規労働者に職業訓練を受けさせる事業主 → OFF-JTの経費・賃金の1/3 (中小企業1/2)
- iii 新たに雇い入れた労働者等にジョブカード制度に係る訓練を受けさせる事業主  
→ OFF-JTの経費・賃金の2/3 (中小企業3/4)  
OJTの経費につき、600円/時間 OJTの賃金の2/3 (中小企業3/4)

## ② 事業内職業能力開発計画等を策定し、その雇用する労働者の申出により、教育訓練等を受けるために必要な経費の負担又は職業能力開発休暇の付与を行った場合、また、始業・終業時間の変更等又は長期の教育訓練休暇の付与を行った場合

【受給できる額】

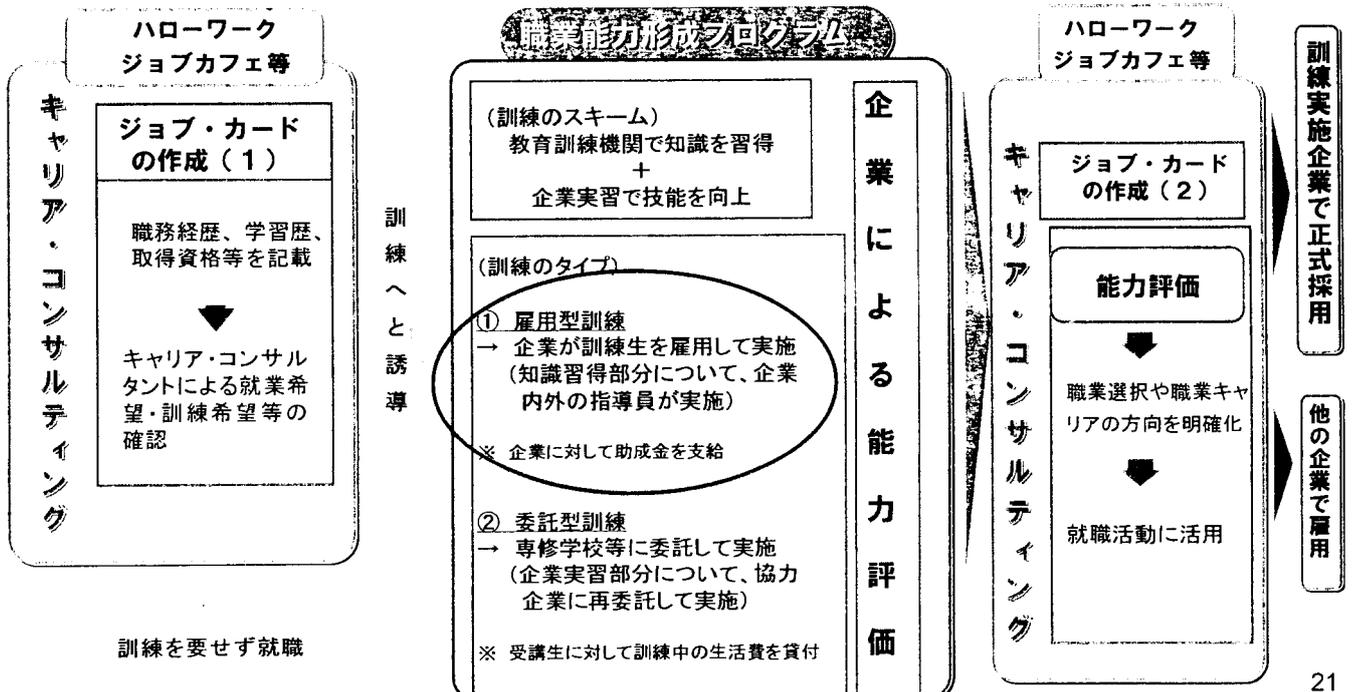
- i 自発的職業能力開発経費の1/3 (中小企業1/2) 【21年度より拡充】  
また、中小企業に限り、制度導入時に15万円、利用者一人当たり5万円を別途支給。
- ii 職業能力開発休暇期間中に支払った賃金の1/3 (中小企業1/2) 【21年度より拡充】  
また、制度導入時に15万円、利用者一人当たり5万円を別途支給。
- iii 始業・終業時間の変更、勤務時間の短縮又は時間外労働の制限を行った場合の訓練経費及び賃金(勤務時間短縮のみ)の1/3 (中小企業1/2) 【21年度より新規措置予定】  
また、制度導入時に30万円、利用者一人当たり5万円を別途支給。【21年度より新規措置予定】
- iv 長期の教育訓練休暇期間中の訓練経費及び賃金の1/3 (中小企業1/2) 【21年度より新規措置予定】  
また、制度導入時に30万円、(代替要員の確保措置がある場合、60万円)、利用者一人当たり10万円を別途支給。【21年度より新規措置予定】

20

# ジョブ・カード制度(平成20年4月創設)の概要

**創設の背景:** 人口減少下における持続的な経済成長のためには、一人一人が能力を開発する機会をもち、能力を発揮できる社会の実現が重要。他方、就職氷河期に非正規労働にとどまらざるを得なかったフリーターや、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等については、能力を高めて正社員になりたいとしても、そのための能力形成機会に恵まれないという悪循環が存在。こうした悪循環を打開し、「職業能力形成機会に恵まれない者」の能力開発・安定雇用を支援するため、ジョブ・カード制度を創設。

**施策の概要:** 職業能力形成機会に恵まれない者(フリーター、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等)について、国、産業界等が連携して、その職業能力を高めるための機会を提供。具体的には、①きめ細かなキャリア・コンサルティング、②企業実習を組み込んだ実践的な職業訓練、③能力評価結果や職務経歴等のジョブ・カードへの取りまとめを通じ、安定雇用への移行を促進。



21

## ジョブ・カード制度の職業訓練

	雇用型訓練		委託型訓練
	有期実習型訓練	実践型人材養成システム	日本版デュアルシステム
対象者	正社員経験が少ない方 (学校卒業後6ヶ月以内の方を除く)	新規学卒者を主とした15歳以上35歳未満の若年者	フリーター等すぐには企業に雇用されにくい方
総訓練期間	・3ヶ月超6ヶ月以内(特別な場合には1年) ・Off-JTは総訓練時間の1割以上9割以下	・6ヶ月以上2年以下 ・Off-JTは総訓練時間の2割以上8割以下	標準4ヶ月
位置づけ	フリーター等の職業能力形成機会に恵まれない者実践的な訓練を行うことにより、訓練実施企業又は他の企業における常用雇用を目指す。	若年者(特に新規学卒者)に計画的な訓練を行うことにより、現場の中核人材を育成。	公共職業訓練の一類型。教育訓練機関が主体となり、フリーター等実践的な職業能力を付与。

22

### ジョブ・カード制度における雇用型訓練実施企業への助成の拡充 (キャリア形成促進助成金の拡充)

二次補正: 制度要求

現行制度

フリーター等の正社員経験が少ない者を雇用し、座学等と企業実習を組み合わせた実践的な職業訓練を実施する事業主に対して、当該訓練に係る経費や訓練期間中の賃金の一部を助成するもの。  
フリーター等の能力開発・安定雇用への移行の促進を目的とする。  
(助成率等は右図のとおり)

			中小企業への助成率・額	大企業への助成率・額
職業	座学等 (OFF-JT)	経費	2分の1	3分の1
		賃金	2分の1	3分の1
訓練	企業実習 (OJT)	経費	600円/時間(訓練生1人当たり)	
		賃金	なし	

生活対策

拡充内容(※)

※ 「生活対策」(平成20年10月30日 新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策関係会議合同会議)による拡充の内容

雇用型訓練を実施する企業について、次のとおり助成を拡充する。

- ・ 座学等に係る経費・賃金の助成率 中小企業の場合: 4分の3(現行 2分の1) 大企業の場合: 3分の2(現行 3分の1)
- ・ 企業実習に係る賃金の助成 中小企業の場合: 4分の3(現行 なし) 大企業の場合: 3分の2(現行 なし)

## (お問い合わせ先)

### ○地域ジョブ・カードセンター、サポートセンター

全国134か所の商工会議所内にジョブ・カードセンター、サポートセンターを設置し、制度のご説明や各種手続きのお手伝いをいたしております。お近くのセンターにお気軽にお問い合わせください。

所在地や連絡先など詳しくは、日本商工会議所のジョブ・カード事業URL <http://www.jc-center.jp> をご覧ください。

### ○厚生労働省のホームページでも制度のご案内をしています。

<http://www.mhlw.go.jp> にアクセスしていただき、

最初の画面の右下の「ジョブ・カード」のボタンをクリックしてご覧いただけます。

(担当)

厚生労働省職業能力開発局実習併用職業訓練推進室

電話 03-3502-2929(直通)

FAX 03-3502-2630

24

## 公共職業訓練の概要

国及び都道府県は、離職者、在職者、及び学卒者に対する公共職業訓練を実施しています。

\* 国及び都道府県の責務:「職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施」、「事業主、事業主団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練の実施」に努めなければならない。(職業能力開発促進法第4条2項)

### 離職者訓練

(1)対象:ハローワークの求職者  
(無料(テキスト代等は実費負担))

(2)訓練期間:概ね3月~1年

(3)主な訓練コース例  
(雇用・能力開発機構実施例)

○施設内訓練  
生産システム技術科  
テクニカルオペレーション科 等

○委託訓練  
OA事務科、経理事務科 等



### 在職者訓練

(1)対象:在職労働者(有料)

(2)訓練期間:概ね2日~3日

(3)主な訓練コース例  
(雇用・能力開発機構実施例)

・光通信施工コース  
・3次元CAD/CAMコース、  
・FA(生産自動化)システムコース 等



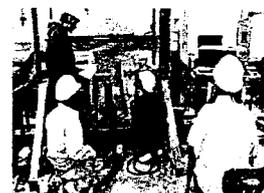
### 学卒者訓練

(1)対象:高等学校卒業業者等(有料)

(2)訓練期間:1年又は2年

(3)主な訓練コース例  
(雇用・能力開発機構実施例)

【専門課程】  
生産技術科、電子技術科、制御技術科  
【応用課程】  
生産機械システム科  
建築施工システム科 等



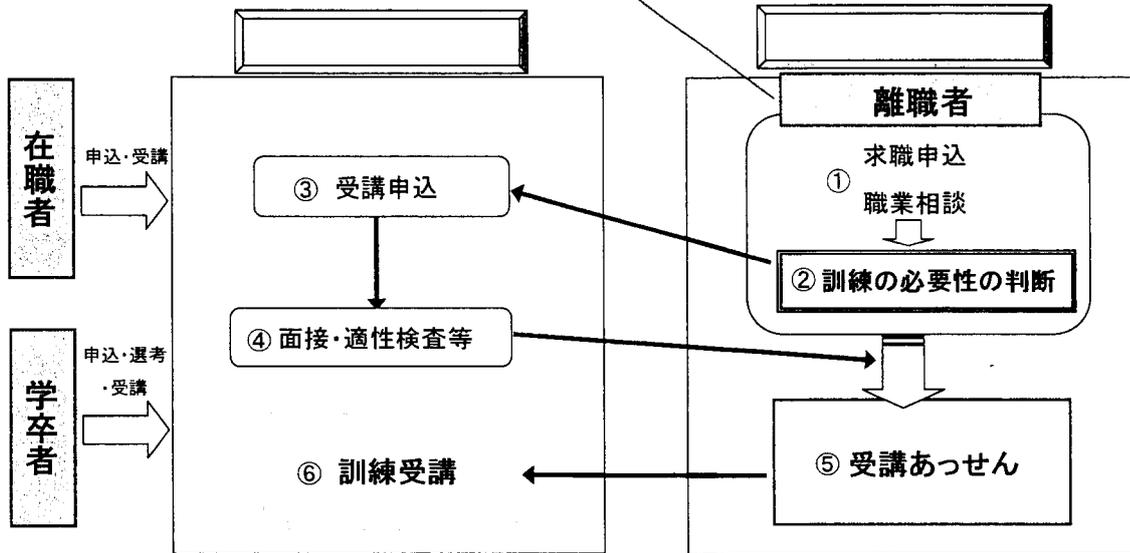
25

# 公共職業訓練受講の流れ

離職者訓練は、ハローワークの求職者を対象に、職業相談等を通じて受講が必要である場合に、再就職の実現に当たって必要な訓練を実施しています。

(※在職者と学卒者等に対する職業訓練は、公共職業能力開発施設で直接、受講申込みを受け付けております。)

離職者訓練を受講することが、①適職に就くために必要であると認められ、かつ、②職業訓練を受けるために必要な能力等を有すると公共職業安定所長が判断した方に対して、受講をあっせんしています。



26

## 離職者訓練(施設内訓練)の概要

- 国は、全国にわたり、離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するために必要な職業訓練を実施し、雇用のセーフティネットとしての訓練機会を担保しています。
- 都道府県は、地域住民サービスの観点から、地域の実情に応じた職業訓練を実施しています。

### 雇用・能力開発機構

### 都道府県

○ 対象 離職者(ハローワークの求職者)

○ 訓練期間 標準6か月

就業範囲の拡大と多様化する職務に対応し、より再就職に資する訓練とするため、3か月ごとに仕上がり像(訓練目標)を設定(6か月で2つの関連する職務に係る仕上がり像を設定)。

主にものづくり分野を中心とした訓練を実施

主な訓練コース例

- ・ テクニカルオペレーション科
- ・ 金属加工科
- ・ 電気設備科
- ・ 制御技術科
- ・ 住宅設備科
- ・ 生産経営実務科



(例)NC工作機械の技能訓練

○ 訓練期間 標準6か月～1年

地域の実情に応じた訓練を実施

主な訓練コース例

- ・ 情報ビジネス科
- ・ 介護サービス科
- ・ 旅館科
- ・ 陶磁器製造科
- ・ 造船溶接技術科
- ・ 造園科

## 離職者訓練(委託訓練)の概要

### 1. 概要

国及び都道府県が行う公共職業能力開発施設内で行うものづくり系を中心とした訓練のほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、専修学校などの民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施しています。

### 2. 実施形態

委託先	専修学校・各種学校、大学・大学院、NPO、事業主、事業主団体
委託主体	独立行政法人雇用・能力開発機構(都道府県センター) 都道府県(職業能力開発主管課)
訓練対象者	離職者(ハローワーク求職申込者)〔受講料:無料〕
訓練コース	例:OA事務科、経理事務科、情報処理科 介護サービス科、販売実務科 等
訓練期間等	標準3カ月(1カ月当たり原則100時間以上)



28

## 介護分野における離職者訓練実施状況(平成19年度)

(単位:人)

	合計		(独)雇用・能力 開発機構		都道府県				
	施設内	委託	施設内	委託	施設内	委託			
(受講者数)	11,382	2,069	9,313	8,110	723	7,387	3,272	1,346	1,926
(就職率)	—	88.1%	73.9%	—	94.4%	74.6%	—	84.6%	71.0%

29

# 職業訓練期間中の生活保障のための給付ができる制度

平成21年度予算予定額 約13.0億円

## 趣旨

職業能力形成機会に恵まれない者が安心して訓練を受けられるよう、ジョブ・カード制度の委託型訓練受講者、派遣労働者等の雇止め・解雇等による離職者、「橋渡し訓練」受講者に対する生活保障を実施する。

## 要件

### ①貸付要件

所得が200万円以下の(i)～(iii)いずれかの者(貸付額 46,200円、100,000円) ※46,200円は(i)のみ  
→扶養家族を有する者に対する貸付額:120,000円

- (i) ジョブ・カード制度の委託型訓練受講者
- (ii) 派遣労働者等の雇止め・解雇等による離職者であって、公共職業訓練の受講者
- (iii) 「橋渡し訓練」受講者

### ②返還免除要件

上記の(i)～(iii)の者のうち、これまで正社員就職に努力してきたにもかかわらず正社員経験が少ない者であって、次の要件のどちらも満たすもの

- (i) 所得が200万円以下の主たる生計者
- (ii) 訓練を適切に修了(「出席率8割以上」及び「訓練の評価が一定以上」)

### 【返還免除額】

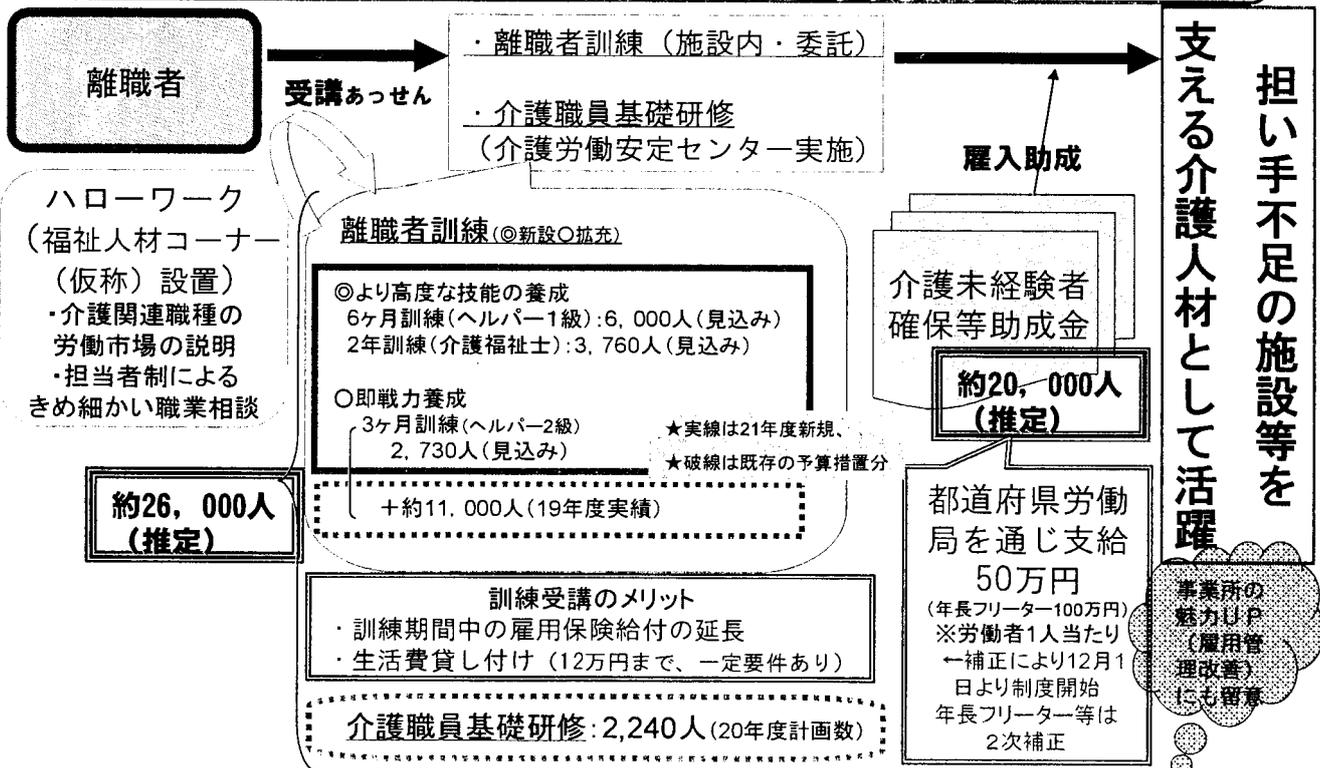
貸付額	46,200円	100,000円	120,000円
(1)求職活動を行っている場合	36,960円	80,000円	100,000円
(2)就職した場合	46,200円	100,000円	120,000円

①の場合、技能者育成資金を利用可能、さらに②の場合、その返還を免除

30

## 他産業からの離職者を介護人材として養成

ハローワークを通じた求職者対策を糸口として、受講斡旋に基づく職業訓練、都道府県労働局支給の雇入れ助成等関係の政策資源を総動員し、他産業からの離職者ができるだけスムーズに人材不足の介護業界(施設等)で活躍できる道を開く。



## 離職者訓練の拡充

離職を余儀なくされた派遣労働者等、失業者の増加に備え、離職者訓練の定員を大幅に拡充（民間教育訓練機関等への委託訓練の拡充により、緊急に3.5万人分を増）  
（平成21年度離職者訓練定員全体：約19万人（※ 対20年度当初比 約4万人増））

### 1. 安定雇用に向けた長期訓練の実施(17,500人)

求人ニーズがあり、今後雇用の受け皿として期待できる分野での安定雇用を実現するため、必要な知識・技能を身につけるための長期間の訓練を実施する

・介護分野 9,760人(6か月及び2年訓練)（※ 従来の3か月訓練ではホームヘルパー2級の資格取得止まり）

6か月訓練 ホームヘルパー1級養成コース6,000人  
2年訓練 介護福祉士養成コース3,760人

・IT関連 5,240人(6か月訓練)（※ 従来の3か月訓練ではエクセル・ワードの基本的操作の習得止まり）

6か月訓練 Java等プログラミング系資格取得

・その他 2,500人(6か月訓練)

### 2. 3か月訓練定員の拡充(17,500人)

有効求職者の増加等により、職業訓練の需要が増大すると見込まれることから、既存の3か月訓練についても拡充を図る。

（例：ホームヘルパー2級養成コース）

32

## 教育訓練給付制度

### 1. 概要

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図るため、労働者が自ら費用を負担して、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一定割合に相当する額を支給する雇用保険の給付制度です。

### 2. 対象者

雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった方(支給要件期間が3年以上の者。ただし、初回に限り、1年以上の方。)

### 3. 給付額

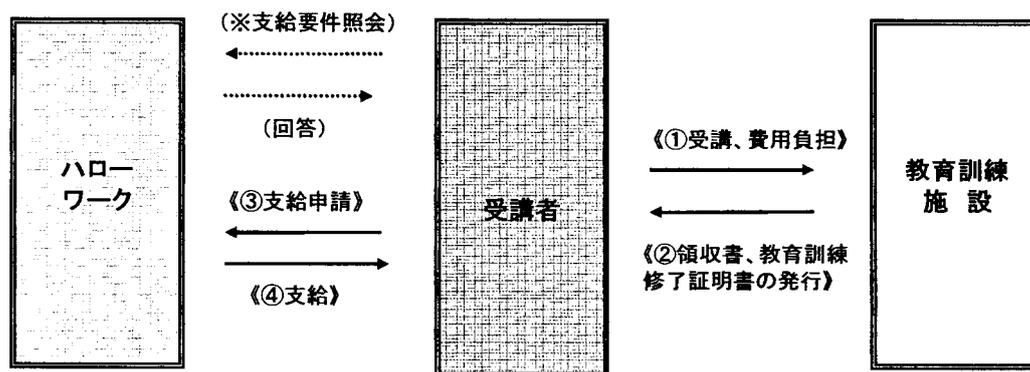
受講生本人が支払った教育訓練経費の20%に相当する額(ただし、10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。)

### 4. 対象となる講座について

教育訓練給付制度では、情報処理技術者資格、簿記検定、訪問介護員、社会保険労務士資格などをめざす講座など、働く人の職業能力アップを支援する多彩な講座が指定されています。

厚生労働大臣が指定する講座については、『厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧』にまとめられており、お近くのハローワークで閲覧できるほか、中央職業能力開発協会ホームページ「厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」でもご覧になれます。

## 支給申請から支給までの流れ



※支給要件照会…教育訓練給付金の受給資格の有無及び受講を希望する講座が厚生労働大臣の指定を受けているかどうか、希望に応じて、照会することができます。

### 5. 講座の指定申請について

教育訓練給付制度において厚生労働大臣が指定する教育訓練講座は、教育訓練を実施する者が指定を希望する教育訓練講座にかかる「教育訓練実施状況調査票」等の必要書類を提出した場合であって、その内容が「教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練の指定基準」(pdfファイル)に合致することが確認されるものです。詳しくは、「教育訓練給付制度の講座指定等に関するQ&A」をご覧ください。

34

## 教育訓練給付の対象講座について

平成20年10月1日現在

- 全対象講座数 5,236講座
- うち社会福祉・保健衛生関係 829講座  
(ホームヘルパー、社会福祉士、管理栄養士等)

※職業能力開発局育成支援課調べ